

愛媛県歴史文化博物館研究紀要 第三一号 抜刷  
二〇二六年三月

宇和島鉄道の第一次敷設計画について  
―明治二七年の出願から明治三八年の解散まで―

平井 誠

## 宇和島鉄道の第一次敷設計画について

平井 誠

### —明治二七年の出願から明治三八年の解散まで—

はじめに

本県の鉄道史は、明治一九（一八八六）年に県会議員の小林信近たちが愛媛県へ軽便鉄道の敷設を出願したことに始まり、同二一年に伊予鉄道会社（社長小林信近、資本金四万円）が松山（翌年に外側と改称）―三津間を開業した。続いて同二八年に道後鉄道株式会社（専務取締役村瀬正敬、資本金三万八〇〇〇円）が松山―道後―三津口間を、翌年に南予鉄道株式会社（同宮内治三郎、資本金九万五〇〇〇円）が藤原―郡中間を開業した。この二社も軌間七六一ミリの軽便鉄道であった。伊予鉄道の井上要は三社の合同を主張して、同三三年に二社を合併した。そして、近隣に位置していた藤原駅を廃して外側駅を拡張、三津口駅を廃して古町駅に移転吸収した<sup>1)</sup>。

この頃、宇和島町（現宇和島市）―吉野生村（現松野町）間でも鉄道敷設の動きが起こった。明治二七年に発起人玉井安蔵ほか八六名が、通信省へ宇和島鉄道株式会社の設立と軽便鉄道の敷設を出願し、同二九年に仮免状を、翌年に本免状を下付された<sup>2)</sup>。しかし、同社（社長土居通夫、資本金二六万円）は日清戦争による物価高騰と戦後恐慌の煽りを受け、株金振込は資本金の十分の一に止まった。竣功期限の延長を二度許可されたが、同三七年に日露戦争が始まると再び計画に蹉跌をきたした。翌年に竣功期限を迎えて免許状の効力を失い、会社の解散を決議するに至った<sup>3)</sup>。

政府は私鉄の監督法規として明治二〇年に「私設鉄道条例<sup>4)</sup>」（全四一条）を公布していたが、同三三年に監督権を強化した「私設鉄道法<sup>5)</sup>」（全九八条）を新たに公布した。また、日露戦争直後の同三九年には軍事的・経済的理由から

「鉄道国有法<sup>6)</sup>」を公布して鉄道を原則官設とし、大規模な私鉄一七社を国有化した。局地線に限られた私鉄は魅力を失って新規参入が減少し、買収を免れた私鉄にとつても「私設鉄道法」は重荷であった。私鉄の停滞は日露戦後の地域開発を進める上で大きな問題であり、同四三年に政府は大幅に規制を緩和した「軽便鉄道法<sup>7)</sup>」（全八条）を、翌年には「軽便鉄道補助法<sup>8)</sup>」を公布した。一連の政策により再び鉄道敷設の機運が全国的に高まった。

このような中で、明治四十三年に有志が「宇和島鉄道再興之趣意書<sup>9)</sup>」を作成した。当初は宇和島町―吉野生村間を予定したが、政府への出願は八幡村（現宇和島市）―旭村（現鬼北町）間に短縮している<sup>10)</sup>。翌年に免許状を下付され、宇和島軽便鉄道株式会社（社長井上角五郎、資本金四〇万円）が設立された<sup>11)</sup>。株式の募集には苦労したが、下灘村（現宇和島市）出身で次期衆議院議員選挙の準備を進める成田榮信<sup>12)</sup>が尽力して、衆議院議員で北海道炭礦鉄道の経営経験がある井上角五郎<sup>13)</sup>、京濱銀行の監査役や取締役の経験者で成田と同期当選する横田千之助<sup>14)</sup>（後に司法大臣）など県外に大株主を得ることができた<sup>15)</sup>。同四五年には社名を宇和島鉄道株式会社と変更して工事に着手した<sup>17)</sup>。

大正三（一九一四）年に八幡村―旭村間が開通し、八幡村に宇和島、高光村（現宇和島市）に高串・光満、三間村（同）に務田・宮野下、二名村（同）に中野・大内、好藤村（現鬼北町）に深田、旭村に近永の各駅を設けた<sup>18)</sup>。続いて同五年に宇和島駅を宇和島町寄りに移転、宇和島―高串間に下村駅を増設した<sup>19)</sup>。その後、同九年に宇和島鉄道は資本金を七〇万円に増加させ、旭村―吉野生村間の免許状を下付された<sup>20)</sup>。同二一年に同区間が開通すると、泉村（現鬼北町）に出目、明治村（現松野町）に松丸、吉野生村に吉野の各駅を設けた<sup>21)</sup>。ここに

宇和島と吉野間(約二五・六<sup>23</sup>)が全通した。以後、昭和八(一九三三)年に国有化、同一六年に改軌され、現在は予土線の一部となっている。

宇和島鉄道に関する先行研究として、大正一〇年に鉄道省が刊行した『日本鉄道史』<sup>25</sup>が、明治二七年の出願から同三八年の会社解散に触れている。また、昭和四四～四九年に日本国有鉄道が刊行した『日本国有鉄道百年史』<sup>26</sup>が、明治二七年の出願から大正三年の宇和島と近永間の開通、同一二年の近永と吉野間の延伸から昭和八年の国有化に触れている。しかし、これらは官設鉄道や国有化した大規模私鉄を中心に記載したもので、宇和島鉄道については若干の史料と一時期の経営状態を示しながら概略を述べるに止まっている。

井上要(衆議院議員・伊予鉄道社長)は『愛媛県鉄道苦行史』<sup>27</sup>で、明治四三年に今西幹一郎から相談や視察の依頼を受けたこと、成田榮信が株式の募集に尽力したことを述べている。翌年に宇和島軽便鉄道が設立された際に、井上は短期間だが取締役になっている。<sup>28</sup>また、山村豊次郎(衆議院議員・初代宇和島市長・宇和島鉄道社長)の業績をまとめた『山村豊次郎伝』<sup>29</sup>では、国鉄による四国循環鉄道促進のため、山村が宇和島鉄道の国鉄化を働きかけたことを述べている。これらから井上と今西の関係、山村の政治的動向を垣間見ることができ、史料の掲載はなく回顧録の感が強い。

宇和島鉄道は営業期間が大正三と昭和八年までと短く、社史も作成されずに国有化されたため、伊予鉄道などと比較すると先行研究が十分とは言えない。特に鉄道敷設の目的、発起人や株主の特徴、取締役・監査役の変遷、政府とのやりとりが大きな課題として残されている。そこで、本稿は鉄道博物館所蔵の『鉄道院(省)文書』、愛媛県立図書館所蔵の行政資料『鉄軌索道』、地元紙の『宇和島新聞』などを中心に、これらの課題解決に取り組み、宇和島鉄道の成立過程と地域に果たした役割を考察する。

なお、本稿では明治二七年の出願から同三八年の会社解散までを第一次敷設計画、同四三年の出願から大正一二年の吉野開通までを第二次敷設計画(近永開通までを第一期工事、吉野開通までを第二期工事)とし、今回は第一次敷設計画までを対象とする。(旧村位置は【参考図 宇和島町と周辺諸村】を参照)

## 第一章 鉄道敷設の目的と発起人

明治二七(一八九四)年一月頃から地元紙の『宇和島新聞』に鉄道の敷設に向けた動きが見られる。例えば、宇和島鉄道創立委員で宇和島町会議員の高島秋松が上阪して、地元出身の実業家である土居通夫と今西林三郎(幹一郎の弟)を訪ね、山陽鉄道の技師派遣を依頼している。<sup>30</sup>山陽鉄道の社長松本重太郎は、土居や今西と同じく大阪商業会議所の会員であり、特に今西は同社の支配人も務めていたため、その人脈に期待したのであろう。<sup>31</sup>翌月九日に山陽鉄道から技師森嶋佐治郎が来宇したが、翌日に宇和島町と旭村間の踏査を行って一泊すると、吉野生村には赴かず帰宇している。<sup>32</sup>そして、三月に宇和島町と吉野生村間の建設費を二六万円と算出している。松本は土居や今西の顔を立てて、形式的に森嶋を派遣したのであり、森嶋も踏査を反映させることなく、机上の資料から建設費を算出したと思われる。しかし、これ以後二六万円という数字は建設費や資本金として様々な資料に掲載されることになる。

明治二七年四月には『宇和島新聞』に起業目論見書や願書の概要が掲載されている。社名を宇和島鉄道株式会社(資本金二六万円、五二〇〇株)として、宇和島町と吉野生村間に一四<sup>マイル</sup>五〇<sup>チェイン</sup>鎖(約二三・五<sup>マイル</sup>)の軽便鉄道を敷設し、収入を三万九七九二円三〇銭、支出を一万三一六二円二七銭五厘、純益を二万六六三〇円二銭五厘と見込んでいた。<sup>33</sup>株式は各町村に割り当て、一部を発起株として募集しようだが詳細は不明である。鉄道熱の高い三間地方では順調に発起株が確定したが、宇和島町は「案外緩慢」で進捗しなかったため、齒長峠から吉田町へ抜ける線路変更も浮上した。<sup>34</sup>そこで、宇和島町でも株式の募集が急遽進められ、同月二〇日の発起会までに割当額の一六〇〇株(八万円)に達した。<sup>35</sup>これに対して発起株の四〇〇株(二万円)だけを確定していた三間地方は創立費の負担に不公平を感じて一層株式の募集に努めた。<sup>36</sup>株式の募集は地域間の競争心を煽りながら進んだようだ。このような中で衆議院議員に当選した土居通夫、今西林三郎、宇和島町会議員から大阪株式取引所の仲買人となった油屋熊八も各一〇〇株を引き受けると報じられた。<sup>37</sup>

上京する代表には前衆議院議員の堀部彦次郎が推されたが、都合により辞退したため、元県会議員の今西幹一郎が上京して、衆議院議員の土居通夫や玉井安蔵と協議した上で出願することになった。明治二七年五月三十一日に宇和島を出発した今西は、翌月二日に愛媛県知事から通信大臣宛の副申を得ると、大阪に赴き今西林三郎と油屋熊八から調印を受けて上京した。そして、同月一日(二説には一五日)に通信省へ宇和島鉄道株式会社の設立と軽便鉄道の敷設について次のように出願している。なお、出願の際には通信省への仲介役として土居と玉井が立ち会ったものと思われる。

宇和島鉄道会社設立及ヒ軽便鉄道敷設ノ儀ニ付願

本県宇和島(中略)東北間ノ二道、一ヲ奈良通リト称シ一ヲ三間通ト称ス、(中略)宇和島ノ産物其額莫大ナルハ皆人ノ知ル所ニシテ海産アリ陸産アリ、陸産ノ主要産地ハ此二線接続ノ諸村ニシテ皆此二線ノ一ヲ取テ宇和島二輪送ス、彼ノ高知県幡多高岡二郡ノ物産モ亦然リ、今二道ノ嶮夷ヲ査察スレバ、奈良線ハ千波峠ノ險坂、市越ノ峻路アリ、三間線ハ險坂峻路ナラザルモ道路粗悪ニシテ、二道孰レモ往來運輸ノ便ヲ欠キ、行旅ハ往來ニ艱ミ貨物ノ運搬ハ馬背ニ頼ラザレバ人肩ニ托セザルヲ得ザルガ故ニ運賃ノ不廉ヲ致シ、甚シキハ如何ナル品質好良ノ原料ヲ産スルモ、運送費ヲ償ハザルガ為メニ空シク山野ニ委棄シテ腐朽ニ任スルガ如キノ実アルヲ免レス、是レ地方人民ノ慨嘆措カザル所ナリ、且夫レ殖産興業ノ茲ニ萌芽ヲ発シ將ニ大ニ振起セントシテ其然ル能ハザル所以ノモノハ一ニ運輸ノ自由ナラザルニ因ル、是レ鉄道布設ノ已ヲ得ザル所以ナリ、今若シ一朝此間ニ鉄道ヲ開通シ運搬費ヲ低廉ナラシムレバ山間無尽ノ産物ハ忽チ宇和島ノ市場ニ上リ、或ハ之ヲ汽船ニ転載シテ各地ニ販路ヲ求メ、海陸ノ運輸相待テ大ニ地方ノ生産力ヲ増加スヘシ、特ニ山間諸村ハ以テ宇和島市場ニ供給スルト全時ニ亦其魚塩等用品ノ需要ヲ宇和島ノ市場ニ仰キ、所謂有無相通ズルノ利益ヲ完フシ、加フルニ旅客ノ往來ヲ迅速頻繁ナラシムルガ為ニ百般ノ事業ニ於テ敏活ノ運動ヲナシ得ルヲ將ニ予想外ニ出ルモノアラントス、於茲某等軽便鉄道布設ノ已ム可カラザルヲ認め

旅客荷物運賃等取調候別紙ノ通ニ有之、就テハ本会社ヲ設立シ宇和島吉野生村間軽便鉄道布設仕度候条、御許可ノ上仮免状御下付被成下度、別紙目論見書、仮定款及ヒ線路図面相添へ發起人連署ヲ以テ此段奉願候也、

明治廿七年六月一日 愛媛県北宇和郡宇和島町大字桜町二番戸

玉井安蔵 ④

通信大臣 伯爵 黒田清隆殿

(外八六名略)

宇和島と東北方面の諸村を結ぶ街道は、奈良通(八幡村→旭村→明治村→吉野生村)と三間通(八幡村→高光村→三間村→二名村→好藤村→旭村→泉村→三島村→日吉村)があったが、前者は二ヶ所の難所があり、後者は作りが粗悪なため、往來や輸送に不便であった。産物の輸送は馬か人夫に頼るしかなく、必然的に輸送費は高かった。そのため、如何に良質な産物であっても山野に放置する状況があった。そこで、宇和島町→吉野生村間に鉄道を敷設することにより、①廉価な輸送費で産物を宇和島へ送り、②宇和島から海路で販路を拡大させる一方で、③宇和島から魚や塩を受け取って需要品の相互補完を図り、④旅客の増加によって経済活動を活発にしようとしたのである。鉄道の敷設は東北方面の諸村が主体となって提起されたのであった。

願書とともに起業目論見書と仮定款も提出された。起業目論見書では資本金二六万円(五二〇〇株)の宇和島鉄道株式会社を宇和島町に置き、宇和島町→吉野生村間一四哩五〇鎖(約二三・五哩)に軌間二呎六吋(七六二ミ)の軽便鉄道を敷設、収入を三万八〇九九円四三銭(乗客収入二万三〇三二円二三銭、貨物収入一万五〇六七円二〇銭)、支出を一万三二六二円二七銭五厘、純益を二万四九三七円一五銭五厘と見込んでいる。先述した『宇和島新聞』とほぼ同内容だが、収入・純益を一七〇〇円程下げている。

仮定款では株主総会を通常総会と臨時総会に区分して、毎年一、七月に通常総会を、取締役と監査役が必要と認めた場合に臨時総会を開催することとしている。総会の定足数は総株金の四分の一以上で、議決権は一株一票を基本に、一〇〇株は二株毎に一票を、五一〇〇株は五株毎に一票を、一〇一株

以上は一〇株毎に一票を加えた<sup>(45)</sup>。大株主に配慮しつつも、票数の増加率は通減させている。取締役は二〇株以上の株主から七名、監査役は「一般株主」から三名を選出、任期は二年とした（毎年半数改選、一年目は取締役四名、監査役二名改選）。また、取締役の諮問機関として評議員を置き、一〇株以上の株主から一〇名を選出、任期は取締役・監査役と同じく二年とした。

次に発起人について詳しく見てみよう。【表1】は発起人八七名について、居住地別の人数・株数・平均株数を一覧にしたものである。居住地別の人数は【図1】の通り宇和島町が五八％、明治村が一四％で、それ以外は六％以下となっている。「私鉄鉄道条例」では発起人の株数を総株数の二〇％以上と規定していたが<sup>(46)</sup>、八七名の株数は合計二二六株で、総株数の四〇％を超え、平均株数は二四株であった。居住地別の株数は【図2】の通り宇和島町が四九％、大阪市が一二％、明治村が一〇％で、それ以外は五％以下となっている。大阪市の発起人は土居通夫、今西林三郎、油屋熊八の三人であり、土居と油屋が各一〇〇株、今西が五〇株を引き受けた。そのため、大阪市は居住地別の株数が合計二五〇株となり、宇和島町に次ぐ順番となっている。

宇和島町は発起人の人数、株数において多数を占めているが、平均株数は【表1】の通り二株で、全体平均の二四株を下回っている。そこで、宇和島町の発起人についてももう少し詳しく見てみよう。【表2】は引受株数と人数を一覧にしたものであり、【図3】はそれをグラフ化したものである。宇和島町では一〇株の発起人が六二％、続いて二〇株が一五％、一五株が八％、一〇〇株が六％、五〇株が四％、最後に一一、三〇、四〇、七〇株が各二％となっている。つまり、宇和島町の発起人は大半が一〇株で、全体平均の二四株未満が八四％を占め、二四株以上は僅か一六％であった。

宇和島町とは対照的に平均株数が多いのは大阪市の八三株、続いて成妙村と来村（ともに現宇和島市）の五〇株、好藤村の四〇株、旭村の三〇株である。これらはいずれも株主が三人以下であり、その株数に大きく左右されている。大阪市の事情は先述したが、成妙村（発起人二人）と来村（発起人一人）は、株主が各五〇株を所有していたことによる。当時の村単位では発起人が少数で

【表1】 発起人の居住地別人数・株数・平均株数

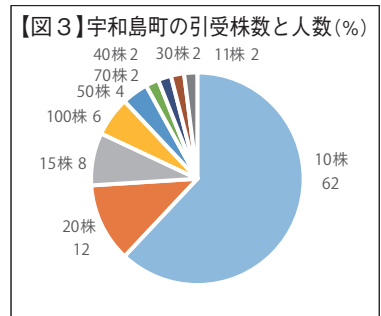
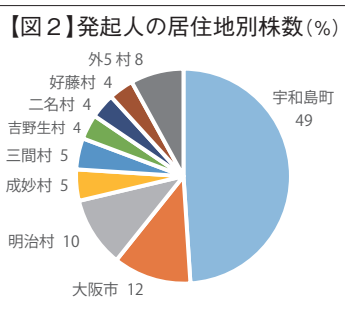
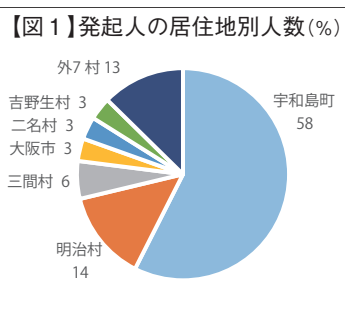
市町村	人数(人)	株数(株)	平均株数(株)
宇和島町	50	1041	21
明治村	12	225	19
三間村	5	100	20
大阪市	3	250	83
二名村	3	80	27
吉野生村	3	80	27
旭村	2	60	30
成妙村	2	100	50
丸穂村	2	25	13
好藤村	2	80	40
泉村	1	20	20
来村	1	50	50
八幡村	1	15	15
合計	87	2126	24

注1. 鉄道博物館所蔵マイクロフィルム「宇和島鉄道」(D1-5-18-1)より作成。  
 注2. 平均株数は少数第一位を四捨五入した。  
 注3. 図は合計100%になるよう端数処理した。

【表2】 宇和島町の引受株数と人数

株数(株)	人数(人)	株数(株)	人数(人)
10株	31	70株	1
20株	6	40株	1
15株	4	30株	1
100株	3	11株	1
50株	2	合計	50

注1. 鉄道博物館所蔵マイクロフィルム「宇和島鉄道」(D1-5-18-1)より作成。  
 注2. 図は合計100%になるよう端数処理した。



【表3】30株以上の氏名・株数・主な経歴（M：明治、T：大正）

氏名	株数 (株)	主  な  経  歴	主  な  参  考  文  献
油屋熊八 (大阪市)	100	1863～1935、米問屋に生まれる、M23宇和島町会議員、M26上阪、米相場師となる	『愛媛県史』人物、『宇和島新聞』
玉井安蔵 (宇和島町)	100	1835～1920、清水村庄屋玉井常四郎の長男、M3宇和島に移住、M13～19、19～21、23～25愛媛県会議員、M27.3.1～6.2衆議院議員	『愛媛県史』人物、『南子案内』、『愛媛県議会史』1・2、『衆議院議員党籍録』
土居通夫 (大阪市)	100	1837～1917、宇和島藩士大塚家に生まれ、後に父の里方の姓土居を名乗る、M21大阪電灯会社社長、M27.3.1～6.2衆議院議員、M28大阪商業会議所会頭	『愛媛県史』人物、『土居通夫君伝』、『衆議院議員党籍録』
堀部徳之丞 (宇和島町)	100	「京徳」醤油製造、「宇和島の御三家」と称された豪商の1つ	『日本全国商工人名録』M25版、『伊予の宇和島』
榎本源蔵 (宇和島町)	100	「鹽源」醤油製造、「宇和島の御三家」と称された豪商の1つ	『日本全国商工人名録』M25版、『伊予の宇和島』
西本精三郎 (宇和島町)	70	父の名を襲って満衛と称す、M30南予薬品株式会社社長	『鬼城自叙伝』、『日本全国諸会社役員録』M31
石崎庄吉 (宇和島町)	50	1854～1910、「壽印」醤油製造・薬品販売で「宇和島の御三家」と称された豪商石崎家の二男、M20年に分家、舶来雑貨・醤油醸造を営む、M23宇和島町会議員（4期連続当選）、M29～30愛媛県会議員	『愛媛県紳士列伝』1、『波濤百年』、『伊予の宇和島』、『山村豊次郎伝』、『海南新聞』、『愛媛県議会史』2
今西林三郎 (大阪市)	50	1852～1924、国遠村庄屋今西権四郎の子、M16大阪同盟汽船取扱会社社長、M22石炭問屋・綿糸貿易業、M25山陽鉄道支配人、M30大阪商業会議所運輸部長、M31阪神電鉄取締役、M40同専務取締役、T4.3.25～6.1.25衆議院議員	『愛媛県史』人物、『今西林三郎遺文録』上、『阪神電気鉄道八十年史』、『衆議院議員党籍録』
今西祐常 (成妙村)	50	1857～1942、国遠村庄屋今西権四郎の子（幹一郎、林三郎の弟）、M28渡辺家の養子となる、M30成妙村長、M40～44愛媛県会議員	『愛媛県史』人物、『愛媛県議会史』2
太宰爾策 (成妙村)	50	1851～1938、豪農、眼科医、M26～38、M44～T15成妙村会議員、T14～S4成妙村長、養子久吉（宇和島石崎俊器の三男）も眼科医	『愛媛県人物名鑑』3、『伊豫の山水と人物と事業』、『三間町誌』
堀部彦次郎 (来村)	50	1860～1930、宮下村庄屋で醤油業を営む堀部行篤の二男、M19～22愛媛県会議員、M25.2.15～M26.12.30衆議院議員、M31宇和島運輸社長、T4宇和島鉄道社長	『愛媛県史』人物、『愛媛県議会史』1・2、『衆議院議員党籍録』
宮本兎八郎 (宇和島町)	50	清酒醸造	『日本全国商工人名録』M25版
赤松清 (明治村)	40	不明～1909、小倉村庄屋赤松勝三の二男、12歳で目黒赤松清右衛門の養子となる、酒造業・製蠶業	『北宇和郡町村誌』4
今西幹一郎 (好藤村)	40	1846～1927、国遠村庄屋今西権四郎の長男、M17～21、22～25愛媛県会議員、M23～30好藤村会議員、M29.2.29～30.12.25衆議院議員、M39～43好藤村長	『愛媛県史』人物、『広見町誌』、『衆議院議員党籍録』、『海南新聞』
吉良銀次郎 (明治村)	40	1872～1931、豊岡村旧庄屋吉良義路の長男、M38～44明治村会議員、M44～T4愛媛県会議員、T11～14明治村会議員	『愛媛県史』人物、『松野町誌』、『愛媛県議会史』2
河野収蔵 (旭村)	40	1847～1923、M13～14愛媛県会議員、M23旭村長、M23～28旭村会議員	『愛媛県史』人物、『愛媛県議会史』1、『広見町誌』
河野通倫 (好藤村)	40	1846～1928、内深田村庄屋河野内藏之進の長男、M23好藤村会議員、M23～25好藤村長、M29～40好藤村会議員	『広見町誌』、『北宇和郡町村誌』5、『愛媛県人物名鑑』3
杉本傳吉 (明治村)	40	1839～1911、富岡村庄屋杉本傳右衛門の子、M元富岡村庄屋、M13富岡村・上家地村戸長	『宇和島・吉田藩史料集粹』1
竹場好明 (宇和島町)	40	1845～1923、宇和島藩士西村家に生まれ竹場家の養子となる、M14～30南北宇和郡長、M30～32北宇和郡長	『愛媛県史』人物
二宮巍 (二名村)	40	1863～不明、三間中間村庄屋二宮教育（致知カ）の長男に生まれる、農業、蚕種製造業、M23～33二名村会議員、M29～30愛媛県会議員	『愛媛県紳士列伝』1、『太宰孫九伝』、『三間町誌』、『愛媛県議会史』2
河野直治郎 (吉野生村)	30	河野収蔵の弟、酒造業、M25～27吉野生村長	『伊豫の山水と人物と事業』、『松野町誌』
竹葉陽造 (吉野生村)	30	醤油業、晒蠶	『土佐史談』55、『明治前期産業発達史資料』勸業博覧会資料131
堀部乙蔵 (宇和島町)	30	1869～1950、宇和島の御三家と称された豪商堀部徳之丞の弟、M25分家、T10宇和島市会議員	『愛媛県人物名鑑』3

注1. 発起人の株数は起業目論見書に記載されている。鉄道博物館所蔵マイクロフィルム「宇和島鉄道」（D1-5-18-1）の同書には「明治廿年 月 日」と空欄になっているが、愛媛県立図書館所蔵行政資料『鉄軌策道』（M06-12-6）の同書には「明治廿七年六月一日」と記載されている。

注2. 衆議院議員の任期は、明治22年2月11日公布法律第3号「衆議院議員選挙法」第66条に「議員ノ任期ハ四箇年トス」とあり、全文改正された同33年3月29日公布法律第73号「衆議院議員選挙法」第77条で「議員ノ任期ハ総選挙ノ期日ヨリ四箇年トス」と起算日が定められた。本表では起算日制定以前の総選挙も便宜的に任期を選挙日から官報に掲載された解散日までとして記載した。

あるため、旧広見町（昭和三〇年に近永町（旧旭村）・好藤村・愛治村・三島村・泉村が合併）、旧三間町（同二九年に三間村・成妙村・二名村が合併）、現松野町（同三〇年に松丸町（旧明治村）・吉野生村が合併）単位で見ると、旧広見町が三株、旧三間町が二八株、松野町が約二〇・三株で、旧広見町の平均株数が多い。特に旭村の河野収蔵（四〇株）、好藤村の今西幹一郎（四〇株）、河野通倫（四〇株）が平均株数を押し上げている。

【表3】は三〇株以上の発起人二三名について、氏名・株数・経歴を一覧にしたものである。油屋熊八（大阪市）、玉井安蔵（宇和島町）、土居通夫（大阪市）、堀部徳之丞（宇和島町）、榎本源蔵（宇和島町）が一〇〇株、続いて西本精三郎（宇和島町）が七〇株、石崎庄吉（宇和島町）、今西林三郎（大阪市、幹一郎の弟）、今西祐常（成妙村、林三郎の弟）、太宰爾策（成妙村）、堀部彦次郎（来村）、宮本兎八郎（宇和島町）が五〇株となっている。大阪市の土居、今西、油屋に発起人を依頼したのは、資金力と幅広い人脈に期待したのだろう。出自に注目すると玉井安蔵、今西兄弟、堀部彦次郎、赤松清、吉良銀次郎、河野通倫、杉本傳吉、二宮魏を中心とする宇和島周辺の旧庄屋層と、堀部徳之丞、榎本源蔵、西本精三郎、石崎庄吉、宮本兎八郎、堀部乙蔵を中心とする宇和島の商人層に大別できる。榎本（醤油業）、堀部（醤油業）、石崎（醤油・薬品販売業）は「宇和島の御三家」と称された豪商で、堀部徳之丞と榎本源蔵は本家、堀部乙蔵と石崎庄吉は分家にあたる。

発起人に共通するのは、衆議院議員、県会議員、村長、町村会議員など公職経験者が多いことである。明治二七年六月の出願時には堀部彦次郎（自由党）、土居通夫（無所属）、玉井安蔵（自由党）が衆議院議員経験者で、今西幹一郎と河野収蔵は県会議員経験者であった。<sup>(48)</sup> 周囲からは政治家としての信頼も得ていたためだろう。次章で後述する通り同二九年一月二〇日に仮免状が下付されるが、翌月には今西幹一郎（自由党）が末廣重恭の死去にともなう衆議院議員補欠選挙に当選、続いて三月には石崎庄吉と二宮魏が県会議員に当選している。<sup>(49)</sup> 政党色が表れる衆議院議員や県会議員を見ると、宇和島鉄道の場合は発起者に自由党系の議員が多いことも特徴と言える。

## 第二章 鉄道会議の答申と仮免状の下付

今西幹一郎からの出願を受けて明治二八（一八九五）年七月に通信省は鉄道会議へ仮免状の下付について諮問の起案をしている。<sup>(50)</sup> 鉄道会議は明治二五年の「鉄道敷設法」<sup>(51)</sup>に基づき設置された政府の諮問機関で、鉄道敷設の順序や鉄道公債の発行について答申した。通信省鉄道局による事前の調査では、【表4】のとおり建設費を約七五万円、収入を約一万一〇〇〇円と試算している。起業目論見書と比較すると建設費は約三倍、収入は三分の一以下であった。同局は大差を認めつつも、「起業ノ大体ニ於テ不都合ナキ」との認識を示している。そして、①政府が必要と認めた場合には一〇六七に改軌すること、期限内に改軌できない場合は政府が並行線を敷設しても拒否できないこと、②仮免状の下付から一年以内に本免状を申請しなければその効力を失うこと、の二条件を付けて仮免状の下付を諮問したのであった。

【表4】 鉄道局の調査と起業目論見書の比較

	鉄道局(A)	目論見書(B)	A/B
建設費	750,386円	260,000円	2.89
乗客収入	9,045円	23,032円23銭	0.39
貨物収入	2,220円	15,067円20銭	0.15
収入合計	11,265円	38,099円43銭	0.30
営業費	7,803円	13,162円27銭5厘	0.59
益金	3,462円	24,937円15銭5厘	0.14
益金/建設費	0.0046	0.0959	0.05

注1. 鉄道博物館所蔵マイクロフィルム「宇和島鉄道」(D15-18-1)より作成。

注2. 原資料では起業目論見書の益金/建設費を0.9969と記載しているが、誤記と思われるため0.0959に訂正した。

注3. A/Bは少数第三位を四捨五入した。

これに対して明治二八年九月三日に鉄道会議は答申している。<sup>(52)</sup> まず鉄道局の調査と起業目論見書の大差について、同局の建設費は普通鉄道並みであり、収入も輸送需要が少ない現況を基準に算出しているが、同書の建設費は松山周辺の軽便鉄道を参考にしたと思われる。収入も開通後の輸送需要を見込み算出しているためとの見解を示している。その上で宇和島と吉野生線は宇和島と中村線の一部分をなし、四国の西部において将来必要な交通路になる可能性もあるため、軽便鉄道として許可する場合は改軌を条件に付すことが必要と指摘している。鉄道事業の収益を考慮

するならば精密な再調査が必要であるが、「利益ノ率如何ハ措テ問ハス、損益ハ出願者自ラ最モ深く意ヲ注クヘキモノ」であるとして、最終的には条件①の後段を削除して仮免状の下付を答申している。

鉄道局の調査と起業目論見書に大差があるということは、出願者が算出した建設費や収支計画が不十分なため、着工しても竣功できないか、竣功できても経営難に陥る可能性が高いことを示していた。しかし、鉄道局や鉄道会議ではそのような視点で申請路線の是非を検討していない。建設費や収支計画はあくまで起業者側の問題として捉えていた。そのため、仮免状の下付にあたっては申請路線がその地域における将来の主要線路とどのような関係にあるかということが最も重要な審査基準であったことがわかる。

明治二八年一月二七日に通信省は宇和島鉄道株式会社設立と軽便鉄道の敷設について仮免状の下付を閣議請議した。この際の起案には「軌道幅員ニ関スル条件ハ仮免状下付ノ際、別ニ命令書案ヲ具シ可相伺候也」と付箋があり、条件①の前段は仮免状に記載せず、通信大臣からの命令書として下付することになった。また、【表4】を記載した資料には「以下内閣へ送付ヲ要セス」と付箋があり、通信省は閣議で鉄道局の調査と起業目論見書に大差があることが議論になることを避けるため閣議に提出しなかったものと思われる。翌年一月二〇日に内閣総理大臣から閣議決定の通知を受けると、同月二五日に通信省は発起人へ仮免状と命令書を次のように下付している。

第五十六号

仮免状 宇和島鉄道株式会社発起人 玉井安蔵外八十六名

右出願ニ係ル宇和島鉄道株式会社ノ発起ヲ認可シ、愛媛県北宇和郡宇和島町ヨリ全郡吉野生村ニ至ル鉄道敷設ノ為メ全線路ヲ実地測量スルコトヲ許可ス、但此仮免状下付ノ日ヨリ起算シ満十二箇月以内ニ商法第百六十六条及ヒ私設鉄道条例第三条ノ図面書類ヲ添へ免許状ノ下付ヲ申請セサルトキハ、此仮免状ハ無効タルヘシ、

明治二十九年一月廿五日

通信大臣 白根専一

鉄第六九号

命令書 宇和島鉄道株式会社発起人 玉井安蔵外八十六名

宇和島鉄道株式会社ノ発起及ヒ鉄道敷設仮免状下付候ニ付テハ其軌道幅員ハ将来政府ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ相当ノ期限ヲ定メ制規ノ幅員三呎六吋ニ改築セシムヘシ、

明治二十九年一月廿五日

通信大臣 白根専一

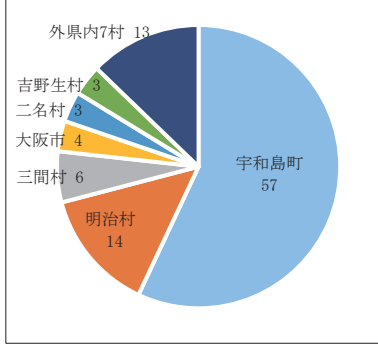
明治二九年一月二五日に通信省からこれらの下付と請書の徴取を命じられた愛媛県は、翌月二二日に発起人総代玉井安蔵が同月四日に署名した請書を進達している。なお、仮免状が下付される直前の明治二八年一月二日に玉井安蔵たち発起人総代七名は愛媛県へ同月二五日からの実地測量を申請して、同月一日付に土地収用法第七条（工事認定前測量）により認可された。翌年一月二日付『海南新聞』には「宇和島より吉野生村に通ずる鉄道線路は、客年十二月より鉄道技師野澤房敬（中略）頻りに測量中なるが、此間には或は溪谷あり、或は峻岳あり、原野あり、河流あり、人家ありて、其実測中々困難を感じる事多しと云ふ」と掲載されている。仮免状が下付される直前から山陽鉄道の技師野澤房敬が実地測量を行い、困難を感じていたことが分かる。

明治二九年二月に宇和島鉄道株式会社創立事務所は、発起株と賛成株を受け付けた。発起株は当初【表1】で見た通り八七名、二二二六株であったが、最終的には【表5】の通り八六名、二二五一株となった。しかし、【図1・2】と【図4・5】を比較しても特徴に大きな変化はない。宇和島町の株主が人数、株数で多数を占めるが、大半が一〇株で同町の平均株数は全体平均を下回っている。起業趣旨に賛同した賛成株は【表6】の通り四〇七名、三〇四九株で、発起株と合計すると四九三名、五二〇〇株。居住地別の人数は【図6】の通り宇和島町が二二%、泉村が一%、好藤村と愛治村が一〇%で、宇和島町が多いが発起株のような大差はなく、周辺各村からもある程度の株主を得ている。居住地別の株数は【図7】の通り県内二二町村が六五%、県外五府県が三五%で、県内では宇和島町が三一%、好藤村が五%を占めている。

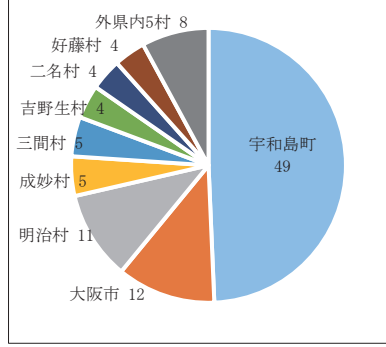
【表5】 発起株の地域別人数と株数

市町村	人数(人)	株数(株)	平均株数(株)
宇和島町	49	1061	22
明治村	12	225	19
三間村	5	100	20
大阪市	3	250	83
二名村	3	80	27
吉野生村	3	85	28
旭 村	2	60	30
成妙村	2	100	50
丸穂村	2	25	13
好藤村	2	80	40
泉村	1	20	20
来 村	1	50	50
八幡村	1	15	15
合 計	86	2151	25

【図4】 発起株の居住地別内訳 (%)



【図5】 発起株の居住地別内訳 (%)

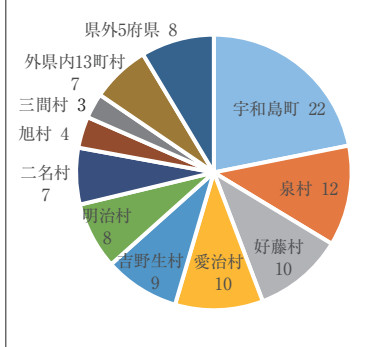


注1. 愛媛県立図書館所蔵行政資料『鉄軌策道』(M06-12-6)より作成。注2. 平均株数は少数第1位を四捨五入した。注3. 図は合計100%となるよう端数処理した。

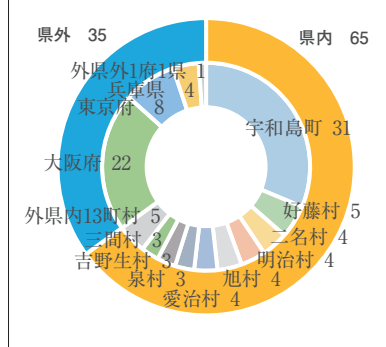
【表6】 賛成株の地域別人数と株数

府県・町村	人数(人)	株数(株)	平均株数(株)
宇和島町	89	954	11
泉 村	48	91	2
好藤村	43	157	4
愛治村	42	110	3
吉野生村	36	88	2
明治村	32	118	4
二名村	27	126	5
旭 村	15	116	8
三間村	12	84	7
外県内13町村	28	138	5
県外5府県	35	1067	30
合 計	407	3049	7

【図6】 賛成株の居住地別人数 (%)

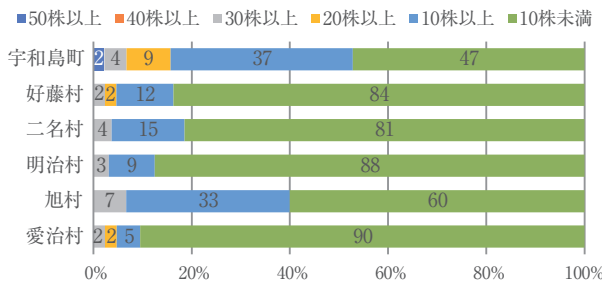


【図7】 賛成株の居住地別株数 (%)



注1. 愛媛県立図書館所蔵行政資料『鉄軌策道』(M06-12-6)より作成。注2. 平均株数は少数第1位を四捨五入した。注3. 図は合計100%となるよう端数処理した。

【図8】 宇和島町と周辺各村の株数割合 (%)



注1. 愛媛県立図書館所蔵行政資料『鉄軌策道』(M06-12-6)より作成。  
注2. 平均株数は少数第1位を四捨五入した。

宇和島町と周辺各村の株数割合を示したものである。周辺各村と比較すると、同町では一〇株以上の株主が半数を超えている。特に一〇〜二九株の割合が多く、同町の平均株数を押し上げている。

賛成株の県外株主を見ると、旧宇和島藩主の伊達宗徳(二〇〇株)、同家令の西園寺公成(第一国立銀行取締役、二五株)、大阪商業会議所特別会員の菊池恭三と株式会社朝日商社監査役の兵頭昌隆(各五〇株)、大阪株式取引所関係者の小川平助など一六名、大阪商業会議所会員の藤本一二、大阪絲綿木綿取引所仲買人の濱崎伊七、大阪堂島米穀取引所仲買人の北野平兵衛(各二〇株)などがある。特に大阪の株主は土居通夫、今西林三郎、油屋熊八と接点のある者が多く、彼らの勧誘によるものと思われる。

次に県内株主の内、宇和島町を見てみよう。前章で述べた「宇和島の御三家」の一つ豪商の石崎俊器(通字は「忠八」、五〇株)、呉服商の上田種太郎(三〇株)、煙草商の居村繁治郎(二一株)、回漕・肥料商の神森真一(二〇株)、米穀・煙草商の松本喜平、古着商の三好千太郎(各一五株)、船具商の法野千太郎(一二株)、麻苧・金物商の堀部信三郎、海産物商の高岡彦十郎、清酒・醤油醸造業の山口友吉、金物・材木商の巳原国太郎、紡績砂糖商の三原森太郎、宇和島運輸株式会社頭取の末廣助六、同社取締役の松廣源太郎及び同社監査役の榎本和三郎(各一〇株)など商人・実業家層を中心に、南北宇和郡長の竹場好明(三〇株)と同郡書記の久野之知(一〇株)、第二国立銀行取締役の川杉義方(二五株)と同桑折城方(伊達家家扶、一〇株)、宇和島銀行取締役の橋本武成(一〇株)など地元士族の名前も見える。

次に県内株主の内、周辺各村を見てみよう。二名村大内の太宰文治郎、明治村松丸の芝佛吉(各三五株)、愛治村西野々の清家與十郎(二〇株)、好藤村吉波の青木正毅(一一株)、同村清延の山崎満、高光村高申の土居惣太郎、同村光満の赤松新吉、下灘村の赤松泰苞(各一〇株)など旧庄屋層に加え、内海村(現愛南町)の浦和盛馬(浦和銀行頭取、二〇株)、好藤村の管武市(清酒醸造業)、同村の兵頭朋治(旭製絲株式会社取締役)、岩松村(現宇和島市)の小西莊三郎(清酒醸造・製蠟業、各一〇株)など商人・実業家層が多く、株を所有している。しかし、周辺各村の状況は【図8】の通りで、彼らが中心とは言えない。周辺各村の大多数は一〇株未満の小株主で、その割合は愛治村で九割に達している。好藤、二名、明治村も八割以上、旭村でも六割に達して、平均株数はいずれも一桁となっている。

賛成株の県内株主も発起人と同様に公職経験者が多い。宇和島町の株主では神森真一、松廣源太郎、楨本和三郎、橋本武成が明治二三年の第一回町会議員当選者で、居村繁治郎も同二七年の補欠当選者である。また、後年松本喜平、高岡彦十郎も町会議員となっている。周辺各村の株主では青木正毅が明治一九年に県会議員、小西莊三郎が同二五年に県会議員、赤松泰苞が明治二三年に初代畑地村長、同二九年に県会議員、土居惣太郎が明治二三年に高光村初代村長、赤松新吉が同村初代助役、清家與十郎が同二七年に愛治村長、菅武市が同四三年に好藤村長、続いて山崎満が翌年に同村長となっている。

賛成人には発起人の家族も多い。玉井安蔵の四女アサヲ(宇和島町、一〇二株)、養子の卓一(愛治村、三一株)、孫の義一(同、一〇株)、今西林三郎の長女タミ子(大阪市、五〇株)、堀部彦次郎の妻タツ(宇和島町、三五株)、河野収蔵の長男守次郎(旭村、一〇株)と家族マキ(旭村、三五株)、今西幹一郎の家族サト(好藤村、三〇株)とサタエ(同、二二株)、高島秋松の長男欣之助(宇和島町、二二株)、石崎庄吉の家族キワ(同、一七株)、二宮巍の長男純一(二名村、一六株)などが株主となっている。玉井アサヲ、玉井義一、今西タミ子、高島欣之助、二宮純一はまだ一〇歳代前半である。発起人が家族名義で株式を分散して購入したものと思われる。

明治二九年四月二〇日に宇和島町の公会堂で創業総会が開催され、三六五名の株主(約七四%、三四八九株)が参加した。玉井安蔵が議長に選任されて、定款の審議では役員の数や資格について議論されている。今井臥雲は評議員を二〇名に、赤松泰苞は取締役を七名、監査役を三名に減じ、各三〇株以上、二〇株以上に、坂義三は取締役を五名、監査役を二名に減じ、各四〇株以上、二〇株以上にするよう意見を述べた。これに対して玉置金治郎が「吾地方二取りテハ頗ル大事業、且大坂地方ヨリモ二名位ノ取締役ヲ挙ケタキ精心ナレハ、旁斟酌シテシタル訳ナリ」と原案の説明を行い、今井の意見が可決された。発起人は少数の大株主による経営権の掌握を避けつつ、株式の募集に周旋した大阪の地元出身者に配慮していたことが伺える。

定款の原案が仮定款(取締役は七名で二〇株以上、監査役は三名で一般株主、評議員は一〇名で一〇株以上)でなかったことは赤松の意見から間違いない。原案を知る手掛かりとして総会終了後に株主へ送った決定要領に添付の定款がある。それによると、取締役は九名で二〇株以上、監査役は五名で一〇株以上、評議員は二〇名で一〇株以上、任期は各二年となっている。原案では評議員を一〇名にしていたものと思われる。今井の意見は評議員を増加させるものだが、赤松や坂の意見は取締役と監査役を減少させて株数の資格を高くするもので、発起人の真意とは異なっていた。そのため、玉置の説明を聞いた株主は、今井の意見を可決し、赤松や坂の意見を否決したのである。

取締役は今井の提案で指名委員一〇名が候補者を決定した。そこで、議長は河野直治郎、杉本傳吉、高田泰蔵、岡田宇三郎、兵頭朋治、今松佐一郎、土居惣太郎、今井昭徳、長瀧嘉三郎、今井臥雲を同委員に任じて、土居通夫、今西林三郎、玉井安蔵、堀部彦次郎、今西幹一郎、河野収蔵、芝久六、玉置金治郎、高島秋松の九名が取締役に選出された。監査役も赤松の提案で指名委員五名が候補者を決定した。そこで、議長は兵頭朋治、高山房正、三好季如、玉置金治郎、佐々木高義を同委員に任じて、清水新三、今井昭徳、石崎庄吉、河野直治郎、土居惣太郎の五名が監査役に選出された。評議員の選出については兵頭の提案で取締役と監査役に一任され、経営陣の体制がほぼ整った。

### 第三章 本免状の下付と敷設工事の難航

明治二九（一八九六）年四月二〇日に創業総会を終え、発起人たちは本免状の出願に向けて起業目論見書、定款、株式申込書、線路図などの書類を早急に整えた。そして、創業総会から僅か七日後の同月二七日に愛媛県を通じて通信省へ次のような願書を提出した。願書には先の書類などとともに、創業総会の議事録も添えられていた。

宇和島鉄道株式会社設立並ニ鉄道布設御免許願

当社創業総会明治二十九年四月二十日相開キ諸般ノ事項ヲ議定シ、取締役及監査役ノ撰挙終リタルニ付、会社設立並ニ鉄道布設ノ御免許被成下度、別紙起業目論見書ニ定款、株式申込書簿、線路図面、工事方法書、建設費予算表及発起認可証等相添、此段奉願候也、

明治二十九年四月廿七日 愛媛県北宇和郡宇和島町大字桜町二番戸  
通信大臣 白根専一殿 玉井 安蔵（外八五名略）

仮免状の出願時と比較すると、起業目論見書では会社の位置を宇和島町大字横新町三八番戸と具体的に記載し、宇和島町吉野生村間を一四哩五〇鎖（約二三・五哩）から一五哩四〇鎖（約二四・九哩）に訂正している。また、敷設費について【表7】の通り隧道費を一万四八五〇円に半減する一方、橋梁費・カルバート費を六二四〇円、軌道費を四四六〇円、土工費を四一六円、用地費を三六三四円増額している。収支の内訳も【表8】の通り収入を約一七〇〇円増額させ、明治二七年四月八日付『宇和島新聞』の記事と同額になっている。次に定款を見ると、前章で述べた通り取締役を九名（二〇株以上、内三名専務取締役（内一名社長）、監査役を五名（一般株主）、評議員を二〇名（一〇株以上）に増員しているが、監査役の資格については「（前略）監査役ハ拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ臨時総会ヲ於テ之ヲ撰挙ス」と朱線と今西の訂正印が押印されており、願書の提出前後で変更があったようである。

【表7】仮・本免状出願時における敷設費の内訳(円)

項目	仮免時 (A)	本免時 (B)	B - A
用地費	30,100	33,734	3,634
土工費	71,120	75,236	4,116
橋梁費・カルバート費	24,800	31,040	6,240
隧道費	29,700	14,850	-14,850
伏樋費	3,625	3,875	250
軌道費	44,265	48,725	4,460
停車場費	7,500	7,500	0
車両費	27,950	27,950	0
建物費	2,250	2,250	0
電線費	1,300	1,550	250
測量・監督費	5,000	5,000	0
運送費	3,000	3,000	0
予備費	9,390	5,290	-4,100
合計	260,000	260,000	0

【表8】起業目論見書における収入・支出・益金(円)

年月日	収入	支出	益金
明治27年4月8日 (宇和島新聞掲載時)	39,792.300	13,162.275	26,630.025
明治27年6月1日 (仮免状出願時)	38,099.430	13,162.275	24,937.155
明治29年4月27日 (本免状出願時)	39,792.300	13,162.275	26,630.025

【表7】

- 注1. 愛媛県立図書館所蔵行政資料『鉄軌索道』（M06-12-6）から作成。  
注2. 橋梁費とカルバート費について仮免状出願時は合算し、本免状出願時は仕訳しているため、本表では合算した。  
注3. 仮免状出願時の電話機費を本免状出願時は電線費としているため、本表では後者の表記とした。  
注4. 仮免状出願時の測量・工事監督費・創業費を本免状出願時は測量・監督費としているため、本表では後者の表記とした。

【表8】

- 注. 愛媛県立図書館所蔵マイクロフィルム『宇和島新聞』、同館所蔵行政資料『鉄軌索道』（M06-12-6）、鉄道博物館所蔵マイクロフィルム「宇和島鉄道」（D1-5-18-1）から作成。

本免状の出願を受けた通信省は、線路図、工事方法、予算、定款などの確認を行い、出願内容を妥当と判断した。そして、明治三〇年三月五日に通信大臣野村靖は内閣総理大臣松方正義に宇和島鉄道株式会社の設立と軽便鉄道の敷設について本免状の下付を次のように閣議請議している。

宇和島鉄道株式会社設立並鉄道敷設免許状下付ノ件

宇和島鉄道株式会社発起人ヨリ該会社ヲ設立シ、愛媛県北宇和郡宇和島町ヨリ同郡吉野生村ニ至ル鉄道ヲ敷設シ、運輸ノ業ヲ営ムコトヲ出願セリ、右ハ線路図面、工事方法書、工費予算書及定款等ヲ妥当ナリト認ムルニ依リ、軌道幅員ハ将来政府ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テハ、相当ノ期限ヲ定メ制規ノ幅員三呎六吋ニ改築セシムヘシトノ条件ヲ附シ、且免許状下付ノ日ヨリ起算シ満三箇年ヲ以テ敷設工事竣功期限トシ免許状ヲ下付セントス、仍テ書類相添此段閣議ヲ請フ、

明治三十年三月五日

通信大臣 子爵 野村靖 ㊦

内閣総理大臣 伯爵 松方正義 ㊧

「私設鉄道条例」によると、仮免状は政府が下付したが（第三条）、本免状は天皇の裁可を経て政府が下付した（第四条）。また、免許状の下付日から三ヶ月以内に敷設工事に着手して、免許状に記載の期限内に竣功すること、期限内に竣功できないときは二ヶ月以上前に政府に具申すること、延滞期間は予定期限の二分の一を超えないこと（第六条）、軌間は特許を得た場合を除き全て三呎六吋（一〇六七ミ）（第七条）と規定されていた。そこで、通信省は竣功期限を三年と考え、軌間二呎六吋（七六二ミ）の軽便鉄道を認める代わりに、政府が必要と判断した場合は改軌することを条件に付したのである。明治三〇年三月一七日に通信大臣の閣議請議通り閣議決定されると、同月二二日に内閣総理大臣松方正義は天皇の裁可を仰ぎ、翌月一〇日に通信大臣へ「請議ノ通」と通知した。これを受けて同月二一日に通信大臣は愛媛県を通じて発起人たちに本免状を次のように下付している。

第六十六号

免許状

宇和島鉄道株式会社発起人 玉井安蔵外八十五名

右申請ニ係ル宇和島鉄道株式会社ノ設立並愛媛県北宇和郡宇和島町ヨリ同郡吉野生村ニ至ル鉄道ヲ敷設シ、運輸ノ業ヲ営ムコトヲ免許ス、依テ会社設立登記ノ日ヨリ起算シ満参箇年以内ニ敷設工事ヲ竣功スヘシ、

但軌道幅員ハ将来政府ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テハ、相当ノ期限ヲ定メ制規ノ幅員三呎六吋ニ改築セシムヘシ、

明治三十年四月二十一日

通信大臣 子爵 野村靖 ㊦

これを受けて明治三〇年四月二七日に愛媛県は北宇和郡を通じて発起人たちに本免状を下付した。これに対して翌月一日に発起人総代玉井安蔵は北宇和郡を通じて愛媛県に請書を提出し、同月二六日に愛媛県は通信省に進達している。しかし、請書の宛先が愛媛県知事となっていたため、同年六月一七日に通信省は愛媛県に通信大臣宛の請書を求めて返戻した。そこで、同月二四日に愛媛県は北宇和郡に請書の再提出を求めている。そして、同月二九日に北宇和郡から五月一日付で通信大臣に宛てた玉井の請書が再提出されると、同年七月六日に愛媛県は通信省にその請書を再度進達している。

本免状を受けた発起人たちは、明治三一年四月一九日に宇和島鉄道株式会社登記を行ってゐる。定款によると取締役九名の内、三名を専務取締役に選び、内一名を社長とする規定だったが、社長に土居通夫、専務取締役に玉井安蔵と堀部彦次郎が就任した。同年六月一九日には社長の土居通夫が愛媛県を通じて通信省に社印と九名の重役印を届け出て、同年八月一五日に宇和島町の公会堂で第一回通常株主総会を開催している。

宇和島鉄道会社は順調にスタートしたかに見えるが、敷設工事の着手は期限間際であった。「私設鉄道条例」第六条では工事の着手期限を本免状の下付日から三ヶ月以内と規定していたが、同社に本免状が下付される直前の明治三〇年三月二九日に改正され、会社の登記日から六ヶ月以内に変更された。同社の登記日は翌年四月一九日なので、工事の着手期限は同年一〇月一八日となる。

しかし、本格的な動きが見られるのは明治三十一年九月三〇日に二名村大字大内の株主で評議員であった河野通明<sup>(13)</sup>(一〇株、明治二十二年県会議員)から地所の寄贈を受けてのことだった。翌月五日に北宇和郡長、二名村長、同村会議員、宇和島鉄道会社の評議員を招待して起工式と地鎮祭を行い、同月一三日に工事着手届を通信省に申達している。<sup>(14)</sup>『愛媛県紳士列伝』の河野通明の項には「同年(明治三十一年)宇和島鉄道株式会社評議員タリ、同鉄道要地ヲ寄附譲与シ、君ノ家ニ於テ起工式ヲ挙行ス」と記載されている。<sup>(15)</sup>

起工式は行われたが、続いて敷設工事が進捗した形跡は見当たらない。明治三十二年一二月の『工業雑誌』には「伊予国宇和嶋より吉野生に至る宇和嶋鉄道は一時殆ど立消の姿となり居たるが、此程再び其計画を進捗せんとするものあり、技師を聘して予測せしめたるに、其結果線路中宮窓峠は稍や難工事なるも其他は左程困難なる工区もなき由にて、工費二十七、八万円もあれば敷設し得べき見込みなり」とある。<sup>(16)</sup>起工式後、敷設工事は進捗しないばかりか、一時工事そのものが立ち消えになりかけたことがわかる。明治三十二年になって再び技師に調査させたところ、高光村から三間村にかけての窓峠が難工事であるが、資本金に近い金額で敷設可能と予測している。

鉄道株式会社による軽便鉄道の敷設工事が進捗しなかった背景には、当時の経済状況が影響していると思われる。明治二七、八年の日清戦争で勝利した日本は賠償金で積極財政を進めた。同二八、二九年に企業勃興期を迎え、同三〇年には金本位制を確立した。しかし、企業勃興の過熱と米の輸入超過に対する日銀の緊縮政策が金融を逼迫して同三一年は恐慌となった。日銀の公債買入れと金融緩和により一時的に回復するが、棉花の輸入激増に対する日銀の緊縮政策が金融を逼迫して同三三年は再び恐慌に陥った。<sup>(17)</sup>このような経済状況のなかで宇和島鉄道を捉えたと、明治三〇年に本免状を下付され、翌年に会社の登記を行ったが、恐慌により起工式は期限間際となり、その後の敷設工事も進捗しなかったのだらう。同三二年には技師を招聘して工事の再開を目指しているが、これも景気の一時的な回復を受けてのことだらう。宇和島鉄道の敷設工事は日清戦争後の経済状況に左右されて進捗しなかったものと思われる。<sup>(18)</sup>

#### 第四章 宇和島鉄道株式会社の解散

宇和島鉄道の敷設工事が進捗しなかった具体的な要因に用地買収問題が存在したようだ。明治三三(一九〇〇)年七月四日に内務省は宇和島鉄道株式会社が申請した土地収用法<sup>(19)</sup>の適用を閣議請議している。同年三月七日に公布された同法では「公共ノ利益ト為ルヘキ事業」において土地の収用を認め、該当事業に鉄道も明記されていた。土地所有者の損失は起業者が「相当ノ価格」で補償することが定められ、両者間の協議が不調の場合は地方長官を会長とする収用審査会が裁決した。宇和島鉄道株式会社は土地収用法によって用地買収を進めようとしたのだらう。同年七月五日に内務省からの閣議請議は閣議決定され、<sup>(20)</sup>同月一日付『官報』において次のように公告されている。

左ノ事業ハ土地収用法ニ依リ土地ヲ収用スルコトヲ得ルモノト認定ス、

起業者 宇和島鉄道株式会社

事業ノ種類 汽車鉄道敷設

起業地 愛媛県北宇和郡宇和島町、八幡村、高光村、三間村、

二名村、好藤村、旭村、泉村、明治村、吉野生村地内

右広告ス、

明治三十三年七月十一日

内閣総理大臣 侯爵 山県有朋<sup>(21)</sup>

土地収用法の適用は認められたものの、明治三十三年は同三一年に続いて再び恐慌に陥った年であり、用地買収は思うように進まなかったものと思われる。明治三四年一月一〇日発行の『工業雑誌』には「同(宇和島)鉄道の工事竣成期限は昨年限りなるを以て其継続工事の出願を為したり」とある。<sup>(22)</sup>また、同年三月二五日発行の同誌には「同社(宇和島鉄道株式会社)重役は昨年十二月の総会決議に基き当地重役等の協議を遂げ、第一工区宇和島、三間間工事を予定期限なる来七月迄に是非共竣工せしめんとて、目下工事請負人と契約の交渉中なれば、不遠起工の運びに至るならんと云ふ」とある。<sup>(23)</sup>

前者から明治三三年の終わりに宇和島鉄道株式会社が竣功期限の延期申請をしたこと、後者から同年一二月の株主総会で宇和島町三間村間の敷設工事を翌年七月までに竣功しようとしたことがわかる。明治三〇年四月二一日に下付された本免状には、会社の登記日から三年以内に竣功させることが明記されていた。登記日は翌年四月一九日であるため、竣功期限は同三四年四月一八日となる。前者の「竣成期限は昨年限り」は誤記であり、本来は「本年四月一八日限り」だろう。では、なぜ後者は竣功期限を越えた「七月迄に是非共竣工」と記載しているのだろう。同年四月一九日に逓信大臣は内閣総理大臣へ同社からの竣功期限の延期申請について次のように報告している。

鉄第六四九号

工事竣功延期ノ件

宇和島鉄道株式会社ヨリ宇和島吉野生間工事竣功延期ノ儀申請候二付、六ヶ月間伸長ヲ四月十九日許可セリ、  
右報告ス、

明治三十四年四月十九日

逓信大臣 原敬 ㊦

内閣総理大臣 侯爵 伊藤博文 殿 ㊧

これによると、逓信省は明治三四年四月一九日付で竣功期限を六ヶ月間延期している。宇和島鉄道株式会社の延期申請は不明だが、少なくとも六ヶ月間の延期申請が許可されることを前提に、まずは宇和島町三間村間の敷設工事を同年七月までに竣功しようとしたのだろう。そして、このような動向を受けて延期申請が許可される以前に『工業雑誌』にも「七月迄に是非共竣工」と記載されたものと思われる。新たな竣功期限は同年一〇月一八日となったが、期限までに宇和島町吉野生村間どころか、第一目標とした宇和島町三間村間も竣功しなかった。そこで、同社は逓信省に工事方法の変更を申請しようとした。翌年二月五日に逓信大臣は内閣総理大臣に工事方法の変更にもない竣功期限を同日から三ヶ年としたことを次のように報告している。

宇和島鉄道工事竣功期限指定ノ件

宇和島鉄道株式会社宇和島吉野生間線路工事方法ノ変更ニ伴ヒ、会社ノ申請ニ依リ右工事竣功期限ヲ明治三十五年二月五日ヨリ向參個年ニ指定セリ、  
右報告ス、

明治三十五年二月五日

逓信大臣 子爵 芳川顕正 ㊦

内閣総理大臣 子爵 桂太郎 殿 ㊧

宇和島鉄道株式会社がどのように工事方法を変更したのか詳細は不明だが、実質的には再延期を願ったのだろう。明治三十五年二月五日付で竣功期限が三年延期され、新たな竣功期限は同三八年二月四日となった。しかし、敷設工事が進捗した形跡はない。この間の取締役や監査役の変遷は【表9】の通りである。本免状を申請する際の定款では、取締役と監査役の任期を二年としていたが、その後変更されたのか、取締役は約三年、監査役は約一年で改選されている。しかし、取締役の辞任や死去後に補欠選挙は行われず、監査役の欠員もあって最終的に取締役は九名から五名に、監査役は五名から三名になっている。欠員の増加にも経営の苦しさ表れている。残った経営陣は新たな竣功期限に向けて努力したと思われるが、既に株主たちの鉄道熱は冷めていた。株主の中には会社の解散を唱える者も現れた。明治三十五年一月二九日付の『海南新聞』は、同月二四日に開催された通常株主総会の様子を次のように伝えている。

宇和島鉄道株式会社は去る廿四日（中略）明源寺に於て通常総会を開けり、会するもの僅かに二十余名にして三十四年中の決算報告をなし、次て株主中最早見込なきを以て解散説を持ち出す者多きより協議会を開きしが、協議の要旨は創立以来今日に至るも事業の実行を見ず、最早解散の外他に処置なし、尤も重役の側に在つては今尚熱心尽力しつゝある次第なるも、際限なき事なれば此に期限を定め、若し期限内に方法を講せされは解散する事とし、即ち本年六月三十日を限りとし重役に於て運動をなさしむる事とし、之れに決定（中略）来る六月三十日は該会社の死活の分る、時なりと知らる、

これによると、明治三十五年一月二四日に開催された株主総会の参加者は僅か二〇余名で、株主からは会社の解散を求める意見が多かった。しかし、経営陣は尽力しているため、同年六月三〇日までに道筋が立たなければ、会社を解散することにした。その後、先述した通り明治三十五年二月五日に竣功期限が三年延期されたため、一先ず会社の解散は避けることができた。

明治三十六年三月二五日発行の『工業雑誌』には「同(宇和島)鉄道は一時解散の議さへありしが、其後株金払込の見込も立ち、差当り宇和島三間間の工事を起す事に決し、来る六月より着手する由(後略)」とある。進捗しそうな書きぶりだが、竣功期限の再延期から一年以上が過ぎていた。宇和島町三間村間の敷設工事も翌年に起こった日露戦争の影響で頓挫した。

竣功期限の明治三十八年二月四日を過ぎても、愛媛県から宇和島鉄道株式会社について何の進捗もなかった。そこで、同月二四日に通信省は愛媛県へ同社の状況を照会した。しかし、愛媛県から回答がなかったため、同年四月二六日に再度照会している。これに対して翌月四日に愛媛県は同社が解散に至ったことを次のように回答している。

客月廿六日付鉄庶乙第四六三号ヲ以テ宇和島鉄道敷設竣功期限延期申請ニ関スル取調ノ件最応御照会相成候処、右ハ客月十五日総会開設、解散ニ決シ、目下其手續取運中ニ有之候条、可然御了知相成度此段及回報候也、

明治三十八年五月四日 愛媛県知事 安藤謙介 印  
通信省鉄道局長 山之内一次殿

これによると、明治三十八年四月一五日に宇和島鉄道株式会社は臨時株主総会を開催して解散を決定した。この資料は五月四日付だが、同月二日に通信省は内閣総理大臣への報告と陸軍大臣への通知、官報への掲載案を起案しており、同日以前に愛媛県は電報で一報を入れたものと思われる。同月六日に通信大臣は内閣総理大臣に報告しているが、五月四日付の官報には宇和島区裁判所から、同月九日付の官報には通信省から次のように掲載されている。

宇和島鉄道株式会社ハ明治三十八年四月十五日臨時総会ノ決議ニ依リ解散、一大阪市北区常安町六十五番屋敷土居通夫、愛媛県北宇和郡宇和島町大字桜町二番戸玉井安蔵、同郡好藤村大字国遠四十番戸今西幹一郎、同郡宇和島町大字追手通十三番戸石崎庄吉、同郡愛治村大字清水四十一番戸玉井卓一、清算人ニ就任、  
右明治三十八年四月二十六日登記 宇和島区裁判所

私設鉄道株式会社解散 宇和島鉄道株式会社ヨリ去月十五日臨時総会ノ決議ニ依リ解散ノ旨届出テタリ(通信省)

これによると、清算人には取締役の土居通夫、玉井安蔵、今西幹一郎、石崎庄吉、玉井卓一の五人が就任した。明治三十九年一月二四日付の官報には宇和島区裁判所から同月一二日に清算が終了したと掲載されている。宇和島鉄道株式会社の経営状況は不明な部分が多いが、第二、四回通常株主総会の報告書から、明治三十一年七月、翌年一二月のそれを垣間見ることができる。【表10】は報告書に記載された総勘定、貸借対照表、損益勘定である。株金払込金額は二万六〇〇〇円となっている。恐らく本免状が下付された明治三〇年四月二一日から第一回通常株主総会が開催された翌年八月一五日まで間に第一回株金払込が行われ、一株につき五円が払い込まれたのだろう。しかし、その後は経済的な影響で未払いとなっている。同三十七年の『日本全国諸会社役員録』を見ても、株金払込金額は二万六〇〇〇円のままとなっている。

宇和島鉄道株式会社は明治三十三年に土地収用法の適用を受けた後、翌年四月一九日には六ヶ月間の竣功期限の延期が認められたが、第一目標とした宇和島町三間村間すら竣功しなかった。そこで、工事方法の変更を行い、同三十五年二月五日にはさらに三年間の竣功期限の延期が認められた。経営陣は株主から解散説が出るなかで竣功期限の延期を図ったが、株金払込金額は当初の二万六〇〇〇円から増加することはなかった。そして、同三十七年に日露戦争が起り、同社は最終的に解散を決議するに至った。

【表9】宇和島鉄道株式会社の役員

年月日	社長	専務		取締		取締役		監査役						
		玉井安蔵	堀部彦次郎	今西林三郎	今西幹一郎	河野収蔵	芝久六	玉置金治郎	高島秋松	清水新三	今井昭徳	石崎庄吉	河野直治郎	土居惣太郎
M30.4.21免状下付 M31.4.19会社設立登記	土居通夫 (大)	玉井安蔵 (宇)	堀部彦次郎 (米)	今西林三郎 (好)	今西幹一郎 (好)	河野収蔵 (旭)	芝久六 (明)	玉置金治郎 (宇)	高島秋松 (宇)	清水新三 (宇)	今井昭徳 (三)	石崎庄吉 (宇)	河野直治郎 (吉)	土居惣太郎 (高)
M33.4.5臨株総会 M33.5.21取締役登記	土居通夫	玉井安蔵	堀部彦次郎	今西林三郎 (大)	今西幹一郎 (好)	河野通倫 (好)	芝久六	玉置金治郎	高島秋松	この間に改選があったものと思われる				
M33.12.28 監査役登記 取締役辞任抹消登記					辞任				辞任	清水新三	今井昭徳	赤松新吉	杉本傳吉	岡田宇三郎
M34.5.20臨株総会 M34.6.1監査役登記										二宮魏 (二)	長瀧嘉三郎 (宇)	赤松新吉	杉本傳吉 (明)	岡田宇三郎 (旭)
M34.7.17芝久六死去 M34.7.27抹消登記							死去							
M35.7.24(臨力)株総会 M35.8.6監査役登記														
M36.1.25臨株総会 M36.2.9取締役登記	土居通夫	玉井安蔵	堀部彦次郎	今西林三郎 (宇)	今西幹一郎	河野収蔵 (愛)	芝久六	玉置金治郎	欠員	欠員	長瀧嘉三郎	赤松新吉	欠員	岡田宇三郎
M36.7.31臨株総会 M36.8.13監査役登記														
M37.7.25臨株総会 M37.8.8監査役登記														
M37.12.7玉置金治郎死去 M37.12.20抹消登記														
M38.4.15臨株総会 M38.4.26解散登記	土居通夫	玉井安蔵	堀部彦次郎	今西林三郎	今西幹一郎	河野収蔵	芝久六	玉置金治郎	欠員	欠員	長瀧嘉三郎	赤松新吉	欠員	岡田宇三郎

注1. 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道解散散本免許状返納」(昭47運輸00473100-01700)、愛媛県立図書館所蔵行政資料『鉄軌策道』(M06-12-6)より作成。

注2. M31.4.19には取締役のみ登記され、M33.12.28に監査役も登記されているが、実際はM29.4.20の創業総会で共に選出されているため、本表ではM31.4.19に監査役も( )内に記載した。

注3. 年月日のMは明治、臨株は臨時株主総会を表す。また、氏名下の(大)は大坂市、(宇)は宇和島町、(米)は米村、(好)は好藤村、(旭)は旭村、(明)は明治村、(三)は三間村、(吉)は吉野生村、(高)は高光村、(二)は二名村、(愛)は愛治村で居住地を表す。

【表10】第2～4回報告書の総勘定・貸借対照表・貸借対照表・損益勘定

第2回報告書 (明治31.7.1～12.31)		第3回報告書 (明治32.1.1～6.30)		第4回報告書 (明治32.7.1～12.31)	
総勘定		総勘定		総勘定	
借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
払込未済株金	234,000円	株金	260,000円	払込未済株金	234,000円
定期預金	7,570円	返却未済保証金	15円	諸預ケ金	23,220円72銭7厘
当座預金	81,3円34銭1厘	前期繰越金	87円65銭3厘	創業費	3,054円77銭7厘
第一特別預金	11,293円50銭	雑収入	823円09銭8厘	未収入利息	343円57銭7厘
第二特別預金	387円95銭3厘	仮受金	5円	未収入利息	343円57銭7厘
第三特別預金	3,155円92銭7厘			現在金	29円17銭8厘
創業費	3,054円77銭7厘			合計	260,930円75銭1厘
未収入利息	343円57銭1厘				
本社費	282円50銭4厘				
現在金	29円17銭8厘				
合計	260,930円75銭1厘				

貸借対照表		貸方	
借方	貸方	借方	貸方
払込未済株金	234,000円	株金	260,000円
諸預ケ金	23,220円72銭7厘	返却未済保証金	15円
創業費	3,054円77銭7厘	仮受金	5円
未収入利息	343円57銭7厘	前期繰越金	87円65銭3厘
現在金	29円17銭8厘	当期利益金	540円59銭4厘
合計	260,648円24銭7厘	合計	260,648円24銭7厘

損益勘定		支出	
収入	支出	収入	支出
当期総益金	823円09銭8厘	当期総損益	282円50銭4厘
		俸給及雑給	174円
		起工式費	29円89銭
		旅費	24円94銭8厘
		通信費	13円48銭
		印刷費	13円38銭
		家屋借入料	10円
		諸雑費	16円80銭6厘
当期純益金	540円59銭4厘		
前期繰越金	87円65銭3厘		
後期へ繰越	628円24銭7厘		

第3回報告書 (明治32.1.1～6.30)		第4回報告書 (明治32.7.1～12.31)	
借方	貸方	借方	貸方
払込未済株金	234,000円	株金	260,000円
定期預金	8,270円	返却未済保証金	10円
当座預金	8円	前期繰越金	628円24銭7厘
特別預金	14,913円31銭7厘	預ケ金利息	10円88銭1厘
創業費	3,054円77銭7厘	仮受金	18円50銭
未収入利息	323円63銭4厘		
本社費	94円56銭		
現在金	3円34銭		
合計	260,667円62銭8厘	合計	260,667円62銭8厘

貸借対照表		貸方	
借方	貸方	借方	貸方
払込未済株金	234,000円	株金	260,000円
諸預ケ金	23,191円31銭7厘	返却未済保証金	10円
創業費	3,054円77銭7厘	仮受金	18円50銭
未収入利息	323円63銭4厘	前期繰越金	628円24銭7厘
当期諸経費	94円56銭	預ケ金利息	10円88銭1厘
現在金	3円34銭		
合計	260,667円62銭8厘	合計	260,667円62銭8厘

損益勘定		支出	
収入	支出	収入	支出
預ケ金利息	10円88銭7厘	当期諸経費	94円56銭
前期繰越金	628円24銭7厘		
合計	639円12銭8厘	合計	94円56銭
差引	創業費の内第1回消(償カ)却		544円56銭8厘

第4回報告書 (明治32.7.1～12.31)		第5回報告書 (明治33.1.1～6.30)	
借方	貸方	借方	貸方
払込未済株金	234,000円	株金	260,000円
定期預金	8,101円67銭5厘	返却未済保証金	10円
当座預金	285円85銭	預ケ金利息	303円52銭5厘
特別預金	14,913円31銭7厘	仮受金	2円50銭
創業費消(償カ)却費	2,510円20銭9厘		
未収入利息	323円63銭4厘		
本社費	179円29銭5厘		
現在金	2円04銭5厘		
合計	260,316円02銭5厘	合計	260,316円02銭5厘

貸借対照表		貸方	
借方	貸方	借方	貸方
払込未済株金	234,000円	株金	260,000円
諸預ケ金	23,300円84銭2厘	返却未済保証金	10円
創業費消(償カ)却費	2,510円20銭9厘	仮受金	2円50銭
未収入利息	323円63銭4厘	預ケ金利息	303円52銭5厘
当期諸経費	179円29銭5厘		
現在金	2円04銭5厘		
合計	260,316円02銭5厘	合計	260,316円02銭5厘

損益勘定		支出	
収入	支出	収入	支出
預ケ金利息	303円52銭5厘	当期諸経費	179円29銭5厘
合計	303円52銭5厘	合計	179円29銭5厘
差引	創業費の内第2回消(償カ)却		124円23銭

注. 当館所蔵「第式～四回報告書」(複写) (『宇和高鉄道関係資料目録』1702-6～8)より作成。

おわりに

宇和島鉄道の歴史は、明治二七（一八九四）年六月二四日（一説には一五五）に今西幹一郎が通信省に会社の設立と軽便鉄道の敷設（宇和島町〜吉野生村間）を出願したことに始まる。当時、宇和島と東北方面の諸村を結ぶ街道は不便で輸送費が高いため、良質な山の産物が放置されていた。そこで、鉄道によって廉価な輸送費で産物を宇和島へ送り、さらに海路で販路を拡大しようとした。また、宇和島から海の産物を受け取り需要品の相互補完を図るとともに、旅客の増加によって経済活動の活発化を期待した。

発起人には玉井安蔵、今西幹一郎など宇和島周辺の旧庄屋層と、堀部徳之丞、槇本源蔵など宇和島の商人層に、大阪で活躍する地元出身の実業家土居通夫、今西林三郎、油屋熊八など八七名が名前を連ねた。大阪の三名にはその資金力と幅広い人脈に期待して発起人を依頼したのである。発起人には公職経験者が多く、この前後に堀部彦次郎（明治二五年、自由党）、土居通夫（同二七年、無所属）、玉井安蔵（同年、自由党）、今西幹一郎（同二九年、同）が衆議院議員に当選している。全体的には自由党系が中心だった。

通信省鉄道局では事前調査で建設費を約七五万円、収入を約一万一〇〇〇円と試算した。これは起業目論見書と比較して建設費が約三倍、収入が三分の一以下だった。通信省から諮問を受けた鉄道会議は、発起人と鉄道局で試算方法が異なること、宇和島〜吉野生線は宇和島〜中村線の一部として将来重要路線に成り得ること、収益如何は敷設の可否に係らず出願者が注意すべきこと、として仮免状の下付を答申した。明治二九年一月二五日に通信省から発起人に仮免状が下付され、発起人は発起株と賛成株を受け付けた。

発起株は八六名、二一五一株で宇和島が過半数を占めたが、平均株数は全体平均を下回った。賛成株は四〇七名、三〇四九株で県外株主に伊達宗徳や大阪の三名と接点のある者が多かった。宇和島は石崎俊器（忠八）など商人・実業家層を中心に士族も含めて一〇株以上が半数を超えたが、周辺各村は一部の旧庄屋層や商人・実業家層を除き一〇株未満が大半だった。賛成株の県内株主も

公職経験者が多かった。明治二九年四月二〇日の創業総会では役員数を減じる意見も出たが、最終的に土居通夫など九名の取締役と清水新三など五名の監査役が選出された。発起人は少数の大株主による経営権の掌握を避け、株式募集に周旋した大阪の地元出身者に配慮した。

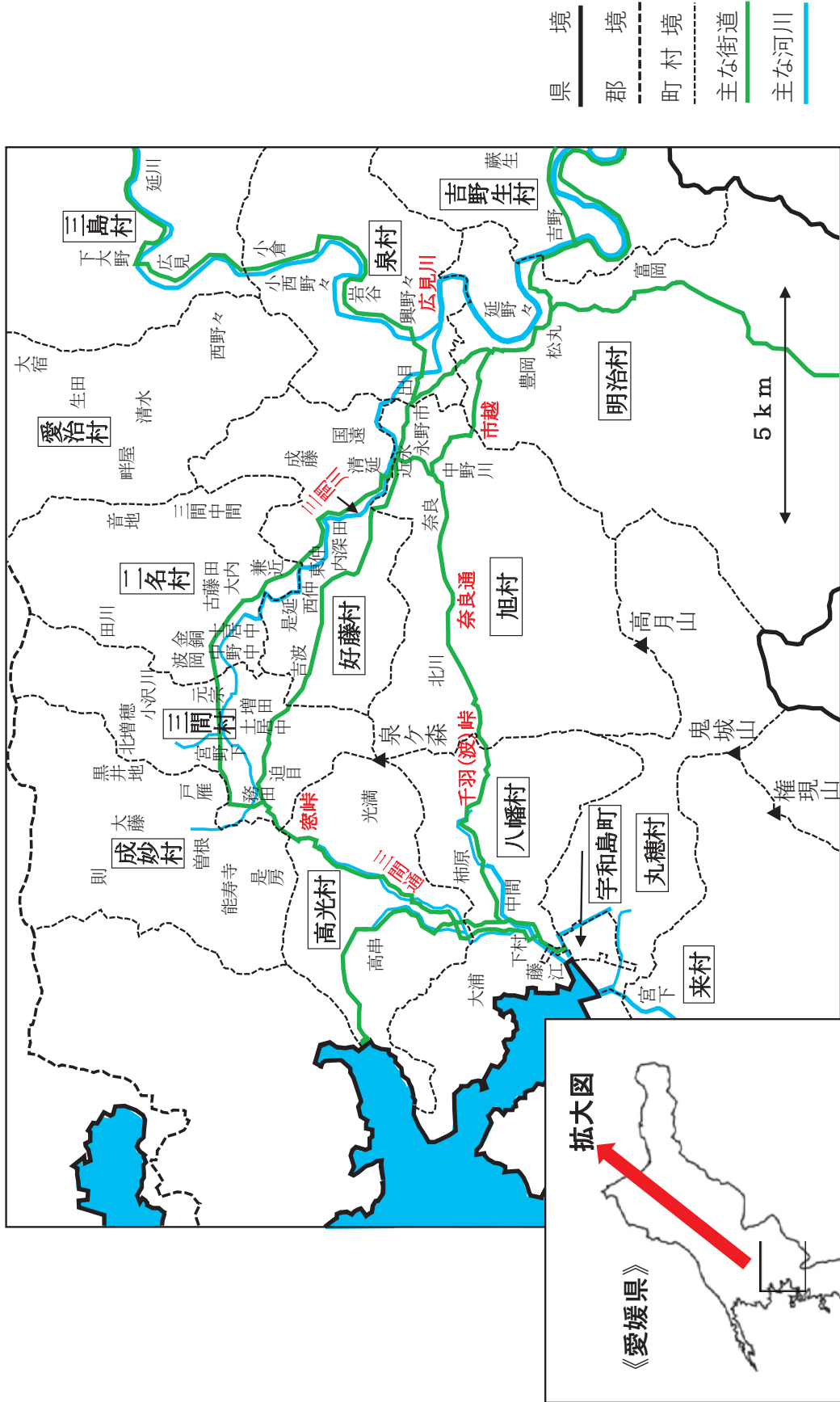
明治二九年四月二七日に発起人八六名は通信省に本免状を出願し、翌年四月二日に下付された。同二年四月一九日に宇和島鉄道株式会社の登記を行い、社長に土居通夫、専務取締役に玉井安蔵と堀部彦次郎が就任した。敷設工事の着手期限は会社の登記日から六ヶ月以内であったが、起工式が行われたのは期限間際の同年一〇月五日であった。その後も敷設工事が進捗した形跡はない。日清戦争後の明治三一、三三年は日本経済が恐慌に陥った年であるため、同社の経営にも大きな影響を与えたものと思われる。

明治三三年七月一日付『官報』で宇和島鉄道株式会社は土地収用法の適用が認められているが、恐慌下での用地買収は思うように進まなかったようだ。竣功期限は会社の登記日から三年後の同三四年四月一八日であったが、翌日に六ヶ月間の延期が、翌年二月五日には工事方法の変更に伴い三年間の再延期が認められ、竣功期限は同三八年二月四日となった。この間に役員の変更や死去もあったが欠員とされており、人事にも経営難が表れている。

明治三五年一月二四日に開催された株主総会の参加者は僅か二〇余名であり、会社の解散を唱える声が多かった。同年六月三〇日までに道筋が立たなければ解散と決したが、同三五年二月五日に竣功期限が三年延期されたため、解散は免れた。しかし、株金払込額は当初の二万六〇〇〇円から増加することなく、敷設工事も進捗しなかった。そして、同三七年に日露戦争が起こると、翌年四月一五日の臨時総会で宇和島鉄道株式会社は解散を決議した。

本稿では第一次敷設計画について目的や株主の特徴を明らかにしたが、株主は宇和島町と周辺各村及び土居、今西、油屋と接点のある者に限られ、すでに開業していた伊予鉄道などの連携は見られなかった。第一次敷設計画の挫折を経験して、明治四三年からの第二次敷設計画ではどのような点を改めたのか、両者の違いを意識しながら続けて検討することとしたい。

【参考図】宇和島町と周辺諸村



注1. 当館所蔵五万分の一地形図「宇和嶋」(明治37年発行、同42年発行)をもとに作成した。  
 注2. 宇和島町と周辺諸村の境界、河川や街道が明確でない部分は、一部自治体史や古地図から推測した。



註

- (1) 『我社の三十年』(伊予鉄道電気株式会社、一九一九年)一〜四三頁。
- (2) 『伊予鉄道百年史』(伊予鉄道株式会社、一九八七年)一五〜四五、一〇六一〜一〇六七頁。
- (3) 『愛媛県史』近代上(愛媛県、一九八六年)七一六〜七二五頁。
- (4) 愛媛県立図書館所蔵行政資料『鉄軌策道』(M06-1216)。
- (5) 前掲(2)。
- (6) 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道解散仮本免許状返納」(昭47運輸00473100-01700)。
- (7) 『日本鉄道史』中篇(鉄道省、一九二二年)六八一頁。
- (8) 明治二〇年五月一八日付『官報』勅令第一二二号「私設鉄道条例」。
- (9) 明治三三年三月一六日付『官報』法律第六四号「私設鉄道法」。
- (10) 明治三九年三月二二日付『官報』法律第一七号「鉄道国有法」。
- (11) 明治四三年四月二日付『官報』法律第五七号「輕便鉄道法」。
- (12) 明治四四年三月二三日付『官報』法律第一七号「輕便鉄道補助法」。
- (13) 当館所蔵「宇和島鉄道再興之趣意書」(「宇和島鉄道関係資料目録」170219)。
- (14) (11) 鉄道博物館所蔵マイクロフィルム「宇和島鉄道」『鉄道院(省)文書』D115-18-2。
- (15) 前掲(9)「宇和島輕便鉄道株式会社創立事務報告」、「定款及株主名簿」、「第壹回營業報告書」(170216、18、21)。明治四四年九月二三日の創立總會で定款を決定、役員を選出して会社を設立、同月二七日の重役會議で社長、副社長、専務取締役を互選、翌月二日に会社を登記したものとされる。
- (16) 『愛媛県史』人物(愛媛県、一九八九年)四五九頁。
- (17) 『井上角五郎君略伝』(井上角五郎君功勞表彰会、一九一九年)卷頭年表。
- (18) 『井上角五郎先生伝』(井上角五郎先生伝記編纂会、一九四三年)卷末年表。
- (19) 『日本全国諸会社役員録』(商業興信所、一九〇一〜一九〇三、一九〇七〜一九〇九年)上編一八、同二〇、同三六、同三五、同三二〜三三頁によると、明治三四〜三六、同四〇〜四一年に同行の監査役、同四二年に取締役となっている。以下、本書を『役員録』明治34年のように略して記す。また、由井常彦・浅野俊光『日本全国諸会社役員録』8〜10(柏書房、一九八八〜一九八九年)三一、三五〜三六、三五頁によると、明治三七〜三九年に同行の監査役となっている。
- (20) 『宇和島鉄道の誕生』『愛媛県鉄道苦行史』(井上要、一九二七年)七七〜八六頁。
- (21) 『日本国有鉄道百年史』第六卷(日本国有鉄道、一九七二年)五七八〜五八一頁。
- (22) 前掲(10)。明治四三年に発起人総代今西幹一郎は政府に社名を宇和島鉄道株式会社として出願したが、翌年に免許状が下付されると宇和島輕便鉄道株式会社として設立登記し、同四五年に社名の変更申請を行って認可された。しかし、その後開催された第一回定期總會で社名の変更が決議されたため、同年に今西は政府に再度社名を宇和島鉄道株式会社へ変更したことを届け出ている。
- (23) 大正三年一〇月二二日付『官報』によると、同月一八日に營業が開始され、宇和島〜近永間は一〇・七哩(約一七・二哩)。なお、本稿では停車場、停留場を分かりやすく駅と称する。
- (24) 大正五年一二月一五日付『官報』によると、同月一日に下村駅の營業が開始され、宇和島〜近永間は一一・一哩(一七・九哩)に変更されている。
- (25) 大正一〇年四月一五日付『官報』によると、同九年二月二五日に資本金を三〇万円増加することを決議、同年一〇月二五日に登記している。
- (26) 大正九年八月一四日付『官報』によると、同月二三日に免許状が下付されている。
- (27) 大正一二年一二月二五日付『官報』によると、同月二日に營業が開始され、近永〜吉野間は四・八哩(約七・七哩)。
- (28) 昭和八年七月二五日付『官報』鉄道省告示第三三一号によると、買収期日は同年八月一日。
- (29) 『愛媛県史』社会経済3(商工)(愛媛県、一九八六年)五七三頁によると、改軌工事は昭和一二年四月一日に始まり、同一六年七月二日から普通鉄道として營業を開始した。
- (30) 前掲(3)『日本鉄道史』中篇。
- (31) 『日本国有鉄道百年史』第六卷(日本国有鉄道、一九七二年)五七八〜五八一頁。
- (32) 『日本国有鉄道百年史』第九卷(日本国有鉄道、一九七二年)六六一〜六六三頁。
- (33) 前掲(16)。
- (34) 明治四四年一〇月一一日付『官報』、翌年五月二三日付『官報』によると、井上は明治四四年九月二三日の会社設立時から翌年四月二〇日まで取締役だった。
- (35) 井上雄馬『山村豊次郎伝』(山村豊次郎氏伝記刊行会、一九五〇年)二六〇〜二九九頁。
- (36) 愛媛県立図書館所蔵マイクロフィルム明治二七年一月三〇日付『宇和島新聞』。
- (37) 前掲(15)『役員録』明治26年一三四〜一三五、一四八頁。
- (38) 前掲(30)明治二七年二月二日付。
- (39) 前掲(30)明治二七年三月四日付。この時の駅は宇和島、高串、宮野下、大内、

近永、松丸、吉野の七駅。

(34) 前掲(30) 明治二十七年四月六、八日付。

(35) (37) 前掲(30) 明治二十七年四月八、二四、二六日付。

(38) 前掲(30) 明治二十七年四月二六日付。

『衆議院議員党籍録』(衆議院事務局、一九五七年)二五〇二頁、『議會制度百年史 衆議院議員名鑑』(衆議院、一九九〇年)四二四〇四二五頁によると、土居は明治二十七年三月一日の第三回選挙で大阪二区から当選、第六議會(同年六月二日解散)では無所属。以下、『衆議院議員党籍録』を『党籍録』、『議會制度百年史 衆議院議員名鑑』を『百年史』と略す。

前掲(30) 明治二十六年七月二、二四日付によると、油屋は同月六日に大阪株式取引所仲買人の認可を受けて、同月二日に宇和島を出発した。『商業資料』第一卷第六号(大阪経済社、一八九四年)一四七頁によると、「大阪株式取引所仲買人油屋熊八」とある。

(39) 前掲(30) 明治二十七年五月二八日付。

前掲(38) 『党籍録』一一〇二九頁、『百年史』五七六頁によると、堀部は明治二十五年二月二五日の第二回選挙で愛媛六区から当選、第三〇五議會(同二六年一二月三〇日解散)では弥生倶楽部(自由党の院内会派)に属した。

『愛媛県議会議史』第一卷(愛媛県議会議、一九七五年)九八六〇九八九、一三二九〇一三三二頁によると、今西は明治一七年の第四回選挙で当選、同二一年まで在職した。また、同第二卷(同、一九七七年)一〇七〇一一二、一三二〇一三五頁によると、明治二二年の第七回選挙で再当選、同二五年まで在職した。以下、『愛媛県議会議史』を『議会議史』と略す。

土居については前掲(38) 参照。

前掲(38) 『党籍録』一二五〇二九頁、『百年史』四〇〇頁によると、玉井は明治二十七年三月一日の第三回選挙で愛媛六区から当選、第六議會(同年六月二日解散)では自由党。

(40) 前掲(30) 明治二十七年六月二日付。

前掲(2) によると、明治二十七年六月二日付で愛媛県知事の副書を得ている。

(41) 半井桃水『土居通夫君伝』(野中昌雄、一九二四年)一四五頁によると、「同十四日 宇和島鉄道会社の願書を通信省に提出」とある。

(42) 前掲(30) 明治二十七年六月一八日付によると、「今西幹一郎氏より一昨日到着したる電報によれば、同会社の創立願書は去る十五日主務省へ提出済」とある。

(43) 鉄道博物館所蔵マイクロフィルム「宇和島鉄道」『鉄道院(省)文書』D115-181。

(44) 前掲(2)。遺されている起業目論見書と仮定款は、明治二十七年六月一日付で願書とともに提出後、通信省からの指導を受けて翌年に同年月日付で再提出したものの。

(45) 例えば10株は10票、50株は70票、100株は130票、200株は240票となる。

(46) 前掲(4)の第二条第五項によると、「発起人総員ノ引受クヘキ株数ハ総株数十分ノ二以上タルヘシ」とある。

(47) 『伊予の宇和島』(愛媛郷土研究会、一九三五年)一三三〇一三三六頁。

(48) 土居は前掲(38)、堀部、玉井、今西は前掲(39) 参照。

河野は前掲(39) 『議会議史』第一卷四四四〇四四九、六七六〇六八四頁によると、明治一三年の補欠選挙、続く同年の第二回選挙で当選、翌年病気を理由に辞職した。『愛媛近代史料』第一〇(近代史文庫、一九六三年)一一〇〇一一二頁によると、明治二二年の『海南新聞』に玉井や今西と大同団結運動に参加している。

(49) 明治二十九年二月一、一九日、翌月一日付『海南新聞』、前掲(38) 『党籍録』二五〇二九頁、『百年史』七八頁によると、今西は同年二月二七日の補欠選挙で愛媛六区から当選、第九〇一議會(同三〇年一二月二五解散)では自由党。

前掲(39) 『議会議史』第二卷六〇七〇六〇九、六二三〇六二八頁によると、石崎と二宮は明治二九年の第一回選挙で当選、同三二年まで在職した。六〇八頁に石崎は「中立」、二宮は「自由党」とあるが、明治二十九年三月四日付『海南新聞』によると、石崎も「自由」とある。

(50) 前掲(43)。

(51) 明治二十五年六月二日付『官報』法律第四号「鉄道敷設法」。

(52) (58) 前掲(43)。

(59) 前掲(3) 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道解散仮本免許状返納」。

(60) (63) 前掲(2)。

(64) 前掲(15) 『役員録』明治二十八年一九二頁、同二十九年二二一〇二二二頁によると、野澤は保存掛長、臨時調査掛長を務めている。

(65) 前掲(2)。

(66) 『明治宝鑑』(松本徳太郎、一八九二年)五一八頁。

「旧藩士家録附 完」『家中由緒書』下(近代史文庫宇和島研究会、一九八〇年)四三三〇四四八頁。

- 前掲(15)『役員録』明治29年二頁。
- (67) 前掲(15)『役員録』明治29年六二〜六三頁。土居通夫が会頭、今西林三郎が会員。
- (68) 前掲(15)『役員録』明治29年一五六〜一五七頁。今西林三郎も監査役。
- (69) 一六名の内、大島甚三は前掲(15)『役員録』明治28年一三八〜一三九頁。小川平助、島徳治郎、山内卯之助、中川源蔵、上野與吉、濱壽永三郎、市川六郎兵衛、芝田大吉、木村豊吉、浅井辰蔵、寺井栄三郎、加賀市太郎、小島要介、田内平兵衛の一四名は同明治29年一六六〜一六八頁。齋藤嘉七は同明治30年二四七〜二四九頁(齋藤嘉七衛門とあるが住所から同一人物と思われる)。寺井は支配人、その他は仲買人。この間、油屋熊八も仲買人。
- (70) 前掲(67)。
- (71) 前掲(15)『役員録』明治30年二四九〜二五〇頁。今西林三郎が理事。
- (72) 前掲(15)『役員録』明治29年一六八〜一七〇頁。土居通夫が理事長。
- (73) 『愛媛県紳士月旦』(奥村次郎、一八九七年)一八頁によると、石崎庄吉の父として石崎綾器とあり、『愛媛県紳士列伝』第一編(同、一九〇〇年)九〜一四頁によると、同人の父として石崎忠八とある。また、『改正四国霊場遍禮順路指南増補大成』(石崎忠八、一九〇二年)には「鶴城の隠士扶桑散人」が八〇余歳の「俊器翁」が編纂したこと、続いて「施本所 石崎忠八」の序文が記載されている。以上のことから俊器と忠八は同一人物で、俊器は本名か隠居後の号と思われる。
- (74) (75) 鈴木喜八・関伊太郎「宇和島町商工人名」(明治三一年九月現業者)『明治年間全国商工人名通鑑』四国・九州・沖縄篇(国書刊行会、一九七四年)きノ一八〜きノ二〇頁。
- (76) 『愛媛県人物名鑑』第三輯(海南新聞、一九三三年)宇和島市一〇頁。本書は「眞市」。
- (77) (78) 前掲(74)。
- (79) 前掲(76)宇和島市五頁。
- (80) (84) 前掲(74)。
- (85) (87) 前掲(15)『役員録』明治29年五四四〜五四五頁。なお、白崎五郎七・白崎敬之助「宇和嶋町商工人名(明治三三年四月現業者)」『日本全国商工人名録』(日本全国商工人名録発行所、一八九二年)一六六〜一六九頁によると、末廣は和洋砂糖綿商、松廣は呉服和洋反物商、楨本は荒物商。
- (88) (89) 前掲(66)「旧藩士家祿附 完」四三三、四三七頁。「愛媛県」『職員録』
- 明治二九年現在(乙)(内閣官報局、一八九七年)二八七頁。
- (90) 前掲(66)「旧藩士家祿附 完」四四三頁。前掲(15)『役員録』明治29年四頁。第二〇国立銀行は「附 二十銀行小史」『第一銀行史』上巻(第一銀行八十年史編纂室、一九五七年)七八八〜七九一頁によると、渋沢栄一のすすめにより旧宇和島藩主伊達宗城が金禄公債を資本化して明治一〇年に開業した銀行である。
- 竜門社「渋沢栄一伝記資料」第五卷(渋沢栄一伝記資料刊行会、一九五五年)二八四頁によると、明治一〇年七月一日に「是ヨリ先、栄一伊達宗城ノ依頼ニヨリ国立銀行創立ニ付キ指導スルトコロアリシガ、是日第二千国立銀行開業免状ヲ下付セラレ、同年八月十日開業セリ、開業後ニモ援助スルトコロ多シ」とある。
- (91) 『人事興信録』九版(人事興信所、一九三一年)タ二一〇〜タ二一一頁によると、桑折紀望の嫡男。前掲(13)二五一頁によると、紀望は天保六〜明治二九(一八三五〜一八九六)年。前掲(66)「旧藩士家祿附 完」四三三頁には紀堅とある。前掲(66)『明治宝鑑』五一八頁によると、城方は安政五(一八五八)年生まれ。前掲(15)『役員録』明治29年四頁。
- (92) 前掲(66)「旧藩士家祿附 完」四三九頁。前掲(15)『役員録』明治29年五三三〜五三九頁。
- (93) 高橋紅六『太宰孫九伝』(太宰孫九伝刊行会、一九六四年)一〇頁。芝不器男著、塩崎月穂編『不器男句文集』松山子規会叢書第一六集(塩崎月穂、一九八四年)二四六〜二四七頁。
- (94) 前掲(93)『不器男句文集』。
- (95) 『愛媛近代史料』第一七(近代史文庫、一九六六年)二四頁。
- (96) 前掲(13)一三〜一四頁。
- (97) 『広見町誌』(広見町、一九八五年)一九三頁。
- (98) 『愛媛近代史料』第六(近代史文庫、一九六二年)六二〜六三頁。
- (99) 前掲(95)二〇頁。
- 浅井伯源『伊豫の山水と人物と事業』(愛媛出版協会、一九三〇年)第三輯一一二頁。
- (100) 前掲(13)一八頁。
- (101) 前掲(15)『役員録』明治29年五四一頁。
- (102) 竹内伊四郎『大日本紳士名鑑』(明治出版社、一九一六年)愛媛県六〇頁。
- 「好藤村誌」「北宇和郡町誌」五(宇和島・吉田旧記刊行会、二〇一一年)二五頁。

- (103) 前掲(15)『役員録』明治29年五四八頁。  
 (104) 前掲(13) 二三五頁。  
 (105) 前掲(29) 五五一頁。第一回(明治三年)町会議員選挙の当選者は次のとおり。  
 山崎 惣六 橋本 武成 高島 秋松 土居 禮 清水 新三 岸田 森廉  
 信崎 忠敏 新田 命福 岩城 泰助 上原 翁 牧野樸三郎 黒田孝太郎  
 松廣源太郎 長山昌三郎 長瀧嘉三郎 玉置金次郎 横本和三郎 横本 源藏  
 玉置榮次郎 油屋 熊八 神森 眞市 梁瀬専太郎 堀部徳之丞 石崎<sup>(崎)</sup> 庄吉  
 前掲(30) 明治二七年五月一六日付『宇和島新聞』。  
 (106) 前掲(29) 五五三〜五五五頁。松本は第六回(明治三八年)、高岡は第九回(大正三年)町会議員選挙の当選者。  
 (107) 前掲(96)。  
 (108) 前掲(104)。  
 (109) 前掲(100)。  
 (110) 前掲(111)『宇和島市誌』(宇和島市長山本友一、一九七四年)九〇〇〜九〇一頁。  
 (112) 前掲(113)『広見町誌』二二四、一九三頁。  
 (114) 『人事興信録』三版(人事興信所、一九二一年)た二七五〜二七六頁。  
 (115) 『人事興信録』二版(人事興信所、一九〇八年)乙二〇頁。  
 (116) 前掲(114) 一五〜一六頁。  
 (117) 前掲(13) 二四六頁。マキの続柄は不明だが、住所が同じため家族と思われる。  
 (118) サトとサタエの続柄は不明だが、住所が同じため家族と思われる。  
 (119) 前掲(114) 九五頁。  
 (120) キワの続柄は不明だが、住所が同じため家族と思われる。  
 (121) 『人事興信録』六版(人事興信所、一九二二年)に二頁。  
 (122) 前掲(2)『創業総会議事録』。  
 (123) 当館所蔵「宇和嶋鉄道株式会社創業総会決定要領」、「宇和嶋鉄道株式会社定款」  
 『宇和島鉄道関係資料目録』17022、3)。  
 (124) 前掲(122)。  
 (125) 前掲(127)。(2)。  
 (128) 前掲(129) 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道株式会社設立並鉄道敷設免許状下付ノ件」  
 (纂00426100-02600)。  
 (130) 前掲(3) 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道解散仮本免許状返納」。  
 (131) 前掲(2)。  
 (132) 前掲(3) 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道解散仮本免許状返納」。  
 (133) 前掲(2)。  
 (134) 当館所蔵「第式回報告書」(「宇和島鉄道関係資料目録」170216)。  
 (135) 明治三〇年三月二九日付「官報」法律第二三、二四号。  
 (136) 前掲(39)『議事史』第一卷一三二九〜一三三一、同第二卷一〇七〜一一一頁に  
 よると、河野(竹葉)は明治二一年の第六回選挙で当選、翌年まで在職した。姓の  
 変更は後掲(138)参照。  
 (137) 前掲(134)。  
 (138) 前掲(73)『愛媛県紳士列伝』第一編一六四〜一六六頁。明治二二年に姓を竹葉  
 から河野に復した。  
 (139) 『工業雑誌』第一卷第一八六号(工業雑誌社、一八九九年)二二頁。  
 (140) 高村直助『日本資本主義史論―産業資本・帝国主義・独占資本―』(ミネルヴァ書  
 房、一九八〇年)七九〜一〇二頁「第四章 産業資本確立期の恐慌―日清戦後恐慌」。  
 (141) 前掲(3)『日本鉄道史』中篇には当時の宇和島鉄道について「物価騰貴ノ為最  
 初ノ予算額ニテハ建設工事ヲ全フル能ハザルヲ以テ資金ヲ増加スルノ外ナカリシ  
 モ、当時経済界不振ニシテ金融逼迫シ、既定ノ資本金ハ十分ノ一以上払込ヲ為スコ  
 ト困難ナリシカハ、到底新ニ資金ヲ募集スル能ハズ」とある。  
 (142) 明治三三年三月七日付「官報」法律第二九号「土地収用法」。  
 (143) 前掲(144) 国立公文書館所蔵「石手県下中学校建設ノ為メ〇長野県下小学校建設ノ為  
 メ〇宇和島鉄道株式会社鉄道敷設ノ為メ土地収用法適用ノ件」(纂00514100-00100)。  
 (145) 明治三三年七月一日付「官報」。  
 (146) 『工業雑誌』第一四卷第二二二号(工業雑誌社、一九〇一年)一九頁。  
 (147) 『工業雑誌』第一四卷第二二六号(工業雑誌社、一九〇一年)二四頁。  
 (148) 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道株式会社工事竣功延期ノ件」(纂00578100-02100)。  
 (149) 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道工事竣功期限指定ノ件」(纂00674100-00600)。  
 (150) 当館所蔵マイクロフィルム明治三五年一月二九日付「海南新聞」。  
 (151) 『工業雑誌』第一八卷第二二四号(工業雑誌社、一九〇三年)二四頁。  
 (152) 前掲(155)。(3) 国立公文書館所蔵「宇和島鉄道解散仮本免許状返納」。  
 (156) 国立公文書館所蔵「会社解散ノ件」(纂00962100-00800)。  
 (157) 明治三八年五月四日付「官報」。  
 (158) 明治三八年五月九日付「官報」。  
 (159) 前掲(15)『日本全国諸会社役員録』8三六八頁。